

# 第58回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成26年3月18日(火曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (1名)	15番	山 田 弘 治		
		※午後1時15分から入場		
早退議員  (1名)	15番	山 田 弘 治		
		※午後3時20分から退場		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	建 設 課 長	鎌 内 正 至		
		※午前10時12分 から入場		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりおそろいで出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今日も1日、町長、よろしく申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、山田弘治議員より、入院治療のため午前中出席できない旨、遅刻届が出ております。そして、また、建設課長より家族の治療介護のため遅刻届が出ておりますので、ご報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、8番、笹田鈴香議員の発言を許可いたします。

〔8番 笹田鈴香君 登壇〕

8番（笹田鈴香君） おはようございます。8番議席の日本共産党の笹田鈴香でございます。

今、安倍政権は、止まることを知らないかのごとく暴走しています。公約違反のTPP推進の姿勢、秘密保護法案の強行、戦争する国づくり、原発の輸出、再稼働などなど、町民の暮らしはどうでしょうか。4月に年金の引き下げ、5パーセントから8パーセントへ消費税の引き上げ、公共料金の値上げ、国保税の引き上げ、ますます暮らしは大変です。せめて佐用町は、このような国の政治に追従することのない政治をしてほしいと願って質問をします。

全国的に見ても、高齢化、過疎化は大きな問題となっています。佐用町では、高齢化率34パーセントと言いますが、集落によっては100パーセントというところもあり、不安は隠せません。

2012年8月消費税増税法案が可決し、4月から実施されます。佐用町でも町民の毎日に欠かすことのできない水道、下水の料金が実質引き上げになります。高齢化社会のため、福祉のためと言って消費税が1989年に3パーセントで導入され、1994年に5パーセントに引き上げられました。その上、この4月から8パーセントになります。

一昨年、保険料が4割以上も引き上げられて困っているのに、昨年は、年金が下げられ、4月に、また、下げられるし、この先、生活できなくなるという不安の声を聞きます。

このような不安の中で、日常生活でも高齢者等だけでなく、集落自体が助け合いをしたくても、ほとんどが高齢者でできなくなってくると心配しているところもあります。老後安心して暮らせる、住みたい、住み続けたいと思える佐用町にするために、今以上の手立てを考えるべきではないでしょうか。

今までも取り上げた件も含めて、見解をお伺いします。

まず、1点目は、買い物弱者に対して、十分な対策はできていますか。

遠くへ買い物に出られない人たちのために移動販売車が回っていますが、ほかの地域でも希望する人がいるのではありませんか。状況は把握されていますか。アンケート調査などではどうでしょうか。

2、ごみステーションまで遠くて持っていけない高齢者のごみ収集をする自治体があります。栃木県佐野市では、今年の、これ、ちょっと失礼しました。2011年なので、一昨年になります。訂正をお願いします。4月から、ふれあい収集事業を始めています。それは、市の職員が安否確認も含めてごみを収集しています。赤穂市でもごみ処理化基本計画の中に入れていますが、佐用町でも見守りも含めた高齢者等のごみ収集を検討してみませんか。

3番目、休耕田など高齢化で草刈りなどの手入れができなくなった集落が増えています。獣害、火災防止のためにも人力の補助が必要だと思いますが、集落など協議しながら検討できませんか。

4、佐用町は豪雪地帯ではありませんが、集落自体が高齢で除雪作業が困難になった集落があります。町道はもちろんのこと、高齢者宅への進入路の除雪作業はできませんか。

5、岡山県奈義町では若者支援として定住促進住宅、公営住宅法に基づかない町営住宅を建設し好評だと言います。昨年度に続き、今年度も建設されていますが、若者が住んでくれることは高齢者にとって大きな支えにもなります。

佐用町内には、公営住宅は、元雇用促進住宅はありますが、町内で江川校区と徳久校区に町営住宅がありません。今後の高齢化社会に対し、若者定住促進も含め、例えばですが、既に、水道・下水の配管工事済みの町有地が江川地区の仁方集落にあります。これらも含めて、研究、検討してもよいのではありませんか。

以上、佐用町民が希望の持てる明快な答弁をお願いして、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初の笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町の高齢化社会に対する今後を問うということについてでございますが、昨日の岡本議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、日本の社会構造は、戦後の高度経済成長時代から、地方から都市へと進学、また、就職など活躍の場を求める若者の都市への流出が続いてきたことに加えて、豊かな成熟社会がもたらす社会現象として未婚者の増大、晩婚化によって、急激に人口の減少が進み、日本の人口は2050年には9,000万人を切るのではないかとというふうな予想もされております。

特に、地方の中山間地域については、昭和40年代からの人口流出と過疎化が年々進んでいき、国においても、また、各自治体においても、その対策に、ずっといろいろと取り組んできたわけではありますが、当然、佐用町においても例外でなく、過疎、高齢化への対策は、これまでも、また、今後も続く重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

しかし、国全体の人口が、このように減少していく中で、今後、人口が、ますます2050年には9,000万人という、今よりか3,000万人も減っていくというような現実、こ

これは、一つの統計的な、確実な状況ではないかと思えます。

そういう人口が減少していく中で、どう安定した町を維持していくか。そういうことについても、しっかりと現実を見据えたまちづくりが、これからは重要ではないかというふうに考えております。

まず、1点目の買い物弱者について十分な対策はできているかのご質問でございますが、本町では、平成21年度から22年度にかけて先進的事例として移動販売車による社会実験を実施をし、平成23年度には、移動販売車の購入補助制度を新設をし、現在1事業者がその制度により新たな移動販売を実施をされておりますけれども、買い物弱者対策の全てを民間事業者が運営する移動販売車だけで対応することは、経営面からも困難であると考えております。

町といたしましては、御存じのとおりタクシー運賃助成事業及びさよさよサービスといった交通弱者のための福祉制度にも非常に力を入れており、これが買い物弱者支援の一躍を担っているとも考えております。

買い物弱者対策は、全国的な課題であり、アンケート調査などによるまでもなく、買い物弱者支援は、過疎高齢化の進む地方自治体にとって、非常に重要な問題として受け止め、先ほど申し上げましたとおり、佐用町においても、既に、町内の商業者と連携をして移動販売車等の導入について取り組んできたところであります。

今後、その対策について、行政施策はもとより、地域皆様や事業者との連携、住民の皆さんとの共助など、多面的に対策を進めて行く必要があると考えております。

次に2点目の、ふれあい収集事業ということについてのご質問でございますが、この事業は、家庭から排出されるごみ等をごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者世帯等に対して、個別にごみの収集を行うとともに補助的な安否確認を行うサービスということで、今、お話のように一部の自治体で実施されたり、また、検討がなされているというふうに聞いております。

本町におきましては、これまでも地域コミュニティ、集落内でのコミュニティ活動が、非常に熱心に行われ、活発であります。当面、高齢者世帯や障害者世帯におかれましては、近隣の方々や親族の方々のご協力を得て、ごみの分別収集にご協力をいただきたいと考えております。

次に、休耕田など高齢化で草刈りなどの手入れができなくなった集落が増えている。獣害、火災防止などのためにも、人力の補助が必要だと思うが、集落などと協議しながら検討できないかのご質問でございますが、佐用町の高齢化が、このように進んでおり、さらに農業従事者の高齢化も深刻な状況でございます。

草刈りは、農家にとって大変な作業でございますので、ご高齢の農家にとっては、作業ができないなどの問題が生じており、急傾斜地の農地における農地の維持管理は、そういう対策のために中山間地域等直接支払制度が創設をされております。

その他の地域にあつては、制度の組みかえによる日本型直接支払、多面的機能支払交付金の補助制度がございますので、まだ取り組んでおられない集落におきましても積極的に、この制度を活用して、集落で取り組む共同作業等により、農地の維持管理に努めていただけたらというふうに思っております。

次に、4項目の豪雪地帯ではないけれども、集落全体が高齢化で除雪作業が困難になった集落がある。町道はもちろんのこと、高齢者宅への進入路の除雪作業ができないかということでございますが、現在、佐用町におきましては、主要路線であります町道80路線を対象に、積雪が10センチを超えた場合は、町内の土木業者13社に協力していただいて、除雪作業を行っております。

その多くの路線は、集落間の主要町道を対象としており、集落内の細部の町道の除雪に

つきましては、集落での自助努力でお願いをしているのが現状でございます。

本年の大雪では、関東地方でも多くの被害が発生するなど、何日間も孤立した地域もあり、ヘリコプターで救出される場面もテレビ等で放送をされました。想定を超える、これは積雪でありまして、その対処が非常に難しいのが現状であります。

佐用町におきましても、過去においての大雪では、非常事態ということで、孤立した人家まで業者に委託しまして、除雪作業をしたということも記憶をいたしております。

ご質問の高齢者宅への進入路の除雪対策につきまして、そのような非常事態になった場合には、町としても除雪に必要な対策、迅速に行ってまいりたいと思っておりますけれども、通常の場合におきましては、地域の皆さんの助け合いのもと、共助にて対処をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に5点目の定住促進住宅を研究、検討してもよいのではないかとのご質問であります。現在、佐用町では定住促進住宅・公営住宅・改良住宅合わせまして24団地525戸の住宅を管理をいたしております。

平成25年度に、これら現在管理している住宅の、長寿命化、廃止、また、建てかえ等を検討する、町営住宅長寿命化計画を策定をいたします。

今後におきましては、この長寿命化計画や住宅マスタープラン、及び、町営住宅入居申込み状況による町民のニーズを考慮した総戸数の見直し等を含め、これから計画を進めてまいります。その中で、若者の定住促進につながるような計画にしていきたいと思っております。

これから検討をしていきますので、現段階で、新たな場所での町営住宅の建設については、考えておりません。

以上、笹田議員からのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

本当に、高齢化、今も町長も言われましたけども、佐用町で見ましても、これは平成25年1月末のみの住民基本台帳からによるものですが、昭和45年では佐用町ですね2万6,410人で、12.8パーセントです。高齢化率が。ところが、この26年1月末では、1万8,845人で34.3パーセントという、本当に一つの町がなくなるというような、と思わせるような減少率で高齢化が進んでいます。

それで、やっぱり高齢化に対して、佐用町としてもね、いろいろはやられているとは、私も思っております。

しかし、まだまだ、よくを言えば切がないと言われるかもしれませんが、やはり、その高齢化を、社会を見直し、いろんなことをすることによって、また、若者が住みやすくなる。また、流出しにくくなるというようなこともありますので、やはり、その点を考えながら、これからの町政を、ぜひ進めていっていただきたい。

その中で、一つお聞きしたいのは、今、言いました高齢化で大変なので、その移動販売車ですね、これ石井方面とか海内方面、それから江川の方面とか回っておられますが、これについて、アンケートはしないということでしたが、それでは、この移動販売車ですね、今まで行っていたところ、行っていたというか、業者が個人で行かれていたところで、やっぱり、そういうところが来てほしいというような意見もあるんですけれども、そういう声は、町のほうに届いているでしょうか。そのへんをお尋ねします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 試験的にですね、移動販売車を社会実験として行い、また、その後ですね、こういう移動販売車の購入助成、業者の方に対してさせていただいて、新たな所に回っていただくということで、約2年ほど経っております。

そういう中で、こういうところも来てほしいという声も聞きますし、ただ、業者の方も、実際、回る時間も限られておりますのでね、なかなか全てのところに回るということではできないという状況で、そういうところが多くあればですね、この台数も増やしていきたいというふうには考えておりますけれども、実際、じゃあ、その事業者として1日どれぐらい販売できるか。やはり、今、回っていただいているところというのは、どうしても、この集落の人家の少ないところ、遠いところというのは人家の少ないところが多いですから、なかなか販売する、販売量が少ないということですね、経営的に非常に厳しい状況があります。

ですから、なかなか業者の方にですね、無理はいえないというか、業者としても、そう新しく、また、導入するということは難しいというのが現状です。

ですから、答弁させていただきましたように、この業者の方だけに頼るということは、なかなかできないということですね、やはりこうした、自分でも出られる人は、さよさよサービスやタクシーを使っただけでも、そういう買物にも使っただけということでは、考えていかなければ仕方がないところはあると思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8番（笹田鈴香君） 試験的にと言いながら、それから、また、考えて、増やしたいというような考えも聞かせていただいて、本当にありがたいと思っておりますが、業者の方も、それは、奥のほうへ行きますと、軒数も少ないですし、若い人と住んでいても、若い人が勤めると、高齢者だけで出にくいというようなところで、本当に助かっているということを知っておりますが、この業者もですね、今、2業者の方が行かれていますけれども、神石高原町のことを、2年ほど前に取り上げたことがあるんですが、そこでは、町の中に町長と知り合いということもあって、ローソンが入っておりますが、そのローソンが、各そういった集落へ出向いて、物を販売というか宅配をしているような事実も、今、進められているようなんですが、そこで、特に、その家の状態とかを町で聞いてね、この家には、こういう人ですということも聞いて、それで安否確認も兼ねて、そういった、そこではローソンですけど、ほかちょっと、例をまだ、私は、分かりませんが、そういったこともやっている町もあるということで、いろんな方法を、もっと考えていかれたらいいと思うんですが。

それとですね、今、本当に喜ばれてはいるんですが、ある場所で、ちょっとね、問題がというか、あるんですが、そういった問題が発生しているというようなことは、お聞きになったことありますか。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 問題がというのは、どういう問題なのか、ある程度、言っていたかないと分かりません。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ちょっと、ここでは言えませんが、やはり、町として、町としてね、やっぱり業者に依頼して、町の事業としてやられているんですから、ちょっと、まあ、後で言ってもいいんですけども、ぜひ状況を把握していただきたいと思います。

ここではちょっとね、業者が分かりますから言えませんが、そういったことが、今、生じています。はい。

その次に、ふれあい収集事業ですけども、やっぱり佐用町でもね、ごみが出せないという人がたくさんいます。

で、私の知っている方でも、今、ひとり暮らしで、ちょっと認知もあったりして、ヘルパーさんが訪問介護と、それからデイサービスに行かれている家なんですけども、そこは、家族がひとり暮らしということで、たつののほうに住まれている息子さんが来て、ごみを集めて持って帰られるんですけども、それが、しょっちゅうできないのでね、これから生ごみなんかの問題として、ちょっと夏場になったりすると、大変な状態に、家の中に置かれているので、大変じゃないかと思うんですけど、そういった家が、ほかにも多分、あると思うんです。

で、ぜひ、そういった意味も含めて、この佐用町でも考えてみられたらいかがかなと思うんですけども、先ほど言いました佐野市では、町長が、もう御存じのようですが、65歳以上で要介護が1以上の認定を受けている人とか、それから障害者手帳を持っている人、そういったことが規約にはあるんですけども、それを分別、ここは分別しているので、それも大変なんですけど、分別をして玄関先に出して、ごみが出てないと声をかけて、で、返事がなかったら、また、不在連絡票をポストに入れて、緊急連絡先に安否確認をするという、こういう取り組みをされているんですね。

だから、ちょっと、そんなに大勢の方もいらっしゃらないとは思いますが、やはり衛生面とか、いろんなことを考えますと、こういったことを、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

赤穂市のほうでも、基本計画の中に入れて、今、検討中だということを聞いているんですけど、そのあたりは、これから、こういったことが増えてくると思うんですけど、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） ごみの収集だけではなくてですね、そういう、その介護が必要な方、

ひとり暮らしの方、こういう方については、そういう福祉事業として、ヘルパーの派遣、訪問介護とかですね、また、デイサービスへもお迎えにいて、デイサービスを利用していただくとか、いろんな形で支援をしていると思います。

で、ごみをですね、限って、職員がお宅に伺って、ごみを1軒、1軒集めて回るといようなことは、それだけのことは、やっぱり職員、それだけの職員を配置するということは、これはできないと思います。

ですから、そういう生活支援としてですね、その今、お話の方のように、ホームヘルパー、訪問介護をしておるのであれば、その訪問介護している方が、ごみも出して、それも一つのヘルパーの介護としてね、そういう仕事もしてあげるとか、そういう支援をしていくべきではないかと思ひます。

ごみの収集で、特にまずは、家族の方、そりゃ近くにいらっしゃらないということになれば、そういうヘルパーということになりますけども、できるだけ、近くにいらっしゃるお子さん、家族ができるだけ、そういう支援もしていただかなければなりませんし、生ごみのようなものになればね、ひとりで暮しておられる方については、週に1回、2回、そういうヘルパーが行っておられるんでしたら、その方が、それもしてあげるとか、そういう、やっぱり取り組みが必要ではないかなと思ひます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8番（笹田鈴香君） ヘルパーさん、そのためにと言われたら、それまでなんですけれども、しかし、やっぱり介護保険となりますと、何でもかんでもはできませんね。契約の時に、例えば、この部屋でもしてもらいますという、最初に契約の中で、もう利用する場所は、ちゃんと決められてますから、勝手にどこへでも入ってくわけにもいきませんし、もちろん、どこか開けたりすることも、その介護保険の制度の中では、禁止されておりますから、簡単にお願ひできるようなものではないと思ひんですが、それでは、そのへんの、もしそうお考えであれば、町として、そういったことを、その介護保険の中でね、取り入れることを協議して、町独自の方法でもいいですから、できるように考えることはできませんか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） うーん。あの、何か、そういう、その契約によって、介護保険だけでね、これだけで、もう仕事はこれですよということではなくって、それは一つの基準というのがあるんでしょうけども、帰る時に、きちっとなっておれば、ごみの袋一つ持って出るぐらいなことをね、介護保険の中に契約にしてというようなことまで考える、そういう考え方自体が、私は、これからの高齢化社会を支える上でですね、非常に何か、間違っているのではないかなというふうに思ひます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8 番（笹田鈴香君） 現実には、介護保険契約しますとね、もうこの部屋を通ってはいけませんとか、私も経験したんですけども、例えば、一つの部屋は使いませんが、お水を使いに行くために、ここを通りますというような、そういう契約も、現実には要るんですよ。ですから、そのへんは、もうちょっと検討というか、研究をしていただいて、やはり、そういった高齢化社会に対する、いろいろやられてますけども、それ以上に、やっぱり佐用町はいいなという意味で、研究をしていただきたいと思います。

次に、休耕田などの草刈りに人力の補助をとということで、お尋ねしているんですけども、本当に草刈は大変です。草刈りだけではありませんけども、結局、例えばの例で言いますとね、乙大木谷ですけども、今、町でも観光の一部としてパンフレットがありますけども、芦屋道満の塚がありますが、そこを前は隣保でしていたけども、高齢化で、今度は集落です。その集落も大変やいうことになっているんですが、生活道の補修ということで、あの時5パーセントいうね、安い値段で補助されましたので、それを利用して舗装されて、大変喜ばれて草刈りの分が減ったということで喜ばれているんですけども、その町道でもですね、町長は、ずっとしないと言われていたんですけども、旧上月町の時に、町道の草刈りをお願いした時にしないと言われてましたが、やっぱり合併をしてから、4町合併になってから、町道の草刈りもしていただけたらというか、その補助をつけて実施されました。やっぱり、こういう、いいことも町長されているのでね、いろいろ考えていただいて、直接は、できないかもしれませんが、集落の人と協議をして、やっぱり農林振興課とか、そういったところやらが一緒になって、どこを、どうしたらいいかというような、そういう方法をね、考えていただくのも一つだと思うんですけど、そのへんは、全く一緒になって考えられないかどうか、そのへんお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのために集落においてですね、先ほど申しましたように、いろんな国としてもですね、そういうことを支援し、行政として集落全体の、そういう生活環境、これが、なかなか今までのように維持ができない。それには、人をお願いしたり、誰かにやってもらわなきゃいけない。そういう経費がかかる。

そういうことを支援をするということで、農地の保全ということをね、やっぱり一つの基準、元にして、中山間地域においては、直接支払でありますとか、そういう多面的機能ですね、水路や農地、農道、道路ですね、これはもう一緒になっているわけですから、一体と。そういうものの多面的機能の整備をする支払交付金制度とか、そういうものができているわけです。

だから、そういうことに取り組んでいただきたいということで、町も職員のほうも、いろいろと地域の方ともお話をさせていただいて、今、それに皆取り組んでいただいているところは取り組んでいただいておりますのでね、だから、それがやっぱり、職員と町と地域との話し合いであって、協力であってですね、一緒に取り組んでいるわけです。

ですから、その何もしてないわけではないですし、そういうことに、やっぱり町としても、国の制度も、そういう創設されておりますのでね、それを活用していこうということで進めているということ。それは、その大木谷のほうも、そういうことでやっていただいているのではないかなと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8番（笹田鈴香君） ところがですね、その中山間地も、本当にありがたい制度です。

それから、農地・水・環境保全の関係もありますし、先ほど言われました、いろんな、この補助制度はあるんですが、しかしこれも、いろんな条件があります。

例えば、中山間地域で、一番問題になっているのは、5年間という縛りですね。ですから、今もう、始まったところに60、70だった人が、あれからもう大分経ってますね、12年ぐらいですか、経ってますが、今度、また5年と言いますと、ああ15年ですね、もう1年して15年ですが、その次にしようとする、今もう高齢化率が40パーセントぐらいなところに来ますと、本当に高齢化の人が、次、自分たちが住んでいくのに、生活するのにどうしようかというところに補助制度があっても、結局、5年間はできないという、そういった状態で、もう今度はやめようかというような、もう何も補助ももらえないなというようところが現実にあるんですよ。

そういったことで言うと、国のいろんな補助もいいんですけど、やはり条件が厳しいということは、御存じだと思うんですけど、そのへんに対しては、どのようにお考えですか。条件について。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 条件については、また、担当課長もですね、ある程度、担当課長としての、また、答弁させますけれども、その5年間というですね、一つの計画での期間ごとにですね、また、継続していくという。それは、そのじゃあ、5年が過ぎて、じゃあ後、今、笹田議員言われるようにですね、そういう地域としても、自分たちだけではできない。でも、ほんなら5年で終わるわけじゃないんですよ。

それは、やっぱり、また、次、5年、5年と、少なくとも集落が続く限りですね、あるわけで、20年、30年という先があるわけで、それを制度として5年、5年で、そういう計画をつくっていきこうということですのでね、それが5年間の制度ができないから、もうやめるんだというんだしたら、もう何もしない人と一緒ですから、それは、ちょっとおかしいのではないかなと思います。

担当課長、ちょっと、その制度については。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 制度の話でございますが、この制度につきましてはですね、今までは、いわゆる予算措置をする中での、こういった制度化を対応していくということで、国のほうも取り組んでおりました。

ところが、この26年度においては、そのままを継続していくということがございますが、先般、参議院ですか、国のほうで閣議決定なされまして、これを法律に格上げしていくということでございますね。

ですから、今までは予算がなければ、こういった事業が継続できなかったということでございますが、今後においては、法律に格上げしたもので、そういった地域を日本型という形でございますが、所得補償をしながら、地域におられる方の生活を守るという、そう

いった体制づくりが、今、できております。27年度から法律が改正され、新規に起こされたものが施行されるんじゃないかと思っておりますけれども、そういった新たな取り組みの中でですね、今までは、若干維持をしていくとか、また、公費を出すとかいう面で、ある程度の制約というのをやっておりましたが、だんだんと、そういった面でもですね、緩く、ある程度緩くなってきております。

最終的に、こういった内容ですというのは、まだ、お話しできませんけれども、見直しは、徐々にされております。

ただ、じゃあ今、例えば、村全体に手をかけて、それだけのお金をいただいておいて、5年後にはですね、ほとんど荒らしてしまうんですよといった、そういった扱いというのは、これは、あまり公金を出すという意味では、好ましいことではないと思っておりますので、やはり、そこはですね、お互いが協力しながら、守るべきものを、きちっと守っていくという、そういった範囲を定めることもですね、初めに、これも大事ではないかと思うんですね。

むやみやたらに、山の奥までを守ることが、私は、農地を守ったり、地域を守ることではないと思っております。できる範囲内をやっていく。

いわゆる、これから社会はスロー社会だということが大事なことではないかと思っておりますので、そういったスロー社会に対して、やはり自分らができる範囲内というのは、やっぱり決めていくということ。

まちづくりにしても一緒だと思うんですけど、ある程度、コンパクトな町にしていくということも、これも求められることじゃないかと思っております。

そういった意味では、いろんな意味で、農地を守るだけではないにですね、大事なことは何かというのは、やっぱり、そこで暮らす人が、暮らしやすい、自分らが生活できる範囲内というものを決めていただくということが大事ではないかと思っておりますので、そういった意味での取り組みを、今後とも続けていきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8番（笹田鈴香君） 言われることは、よく分かるんですけども、現実問題として、やっぱり家の周りが、草がいっぱい生えて、イノシシや鹿の寝床になっているようなところもありますし、それから、やっぱりこれからですね、春先になると、都会の、都会とは限りませんが、山で山菜取りなんかに来る人が、ちょっとたばこを吸って山火事になるとか、そういった火災の防止とか、そして、そのまま放っておくことによって、山が崩れたり、田んぼが崩れたりだんだんしていきます。

本当に、水の力というか、自然の力は大きいので、そういったところが、もう本当に、私の家の周りでもありますから、ほかでもたくさんあると思うんです。

そういった獣害、火災、災害防止のためにも、やっぱりこういったこともスロー社会だとは言いますが、できる範囲で、町としてもできる範囲で話し合いをしながら、やっぱり考えていかなければいけない一つだと思います。

ありがたいことに、また、乙大木谷の話になりますけども、棚田百選になっていることによって、本当に守るのが大変だと言いながら、高齢化でも頑張っておられるんですけども、やはり草刈りを、今は、佐用高校生の子が来てしたり、また、ボランティアの方によって草刈りもされています。

これから、本当に、これも一つの課題だと思いますので、また、協議、検討をお願いし

たいと思います。

次に、除雪作業なんですけど、除雪委作業は、非常事態の時には、ちゃんと対応するというので、答弁はいただいたんですけども、非常事態じゃなくっても、ある意味の部分的な非常事態ということもあるんですね。

この間の雪で、今年は、本当に少なく、皆、助かったと言われてますけども、日陰になる部分で、出合田和線なんか来なかったの、あそこは雪がなくても凍結で危ない部分なんですけど、そういったところ、ほかにもたくさんあります。

で、たまたま来てくれないということで、電話がかかたりして、役場のほうにも言ったんですけど、やはり、そういったところを、どういったところが危ないかという把握もね、多分されているとは思いますが、これからはしていただいて、宍粟市で、前にもありましたけれども、ひとり暮らしとか、そういった高齢者だけの世帯で家の前に、例えば町道から入っていくところが長い私道ですね、そういったところのお手伝いとか、近所の人を手伝っても、その手伝い切れないということもありますので、やはり救急車が入るとか、そういった消防車が入れる、そういった意味でも、やっぱりこれも除雪作業は、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、お尋ねしますが、奈義町の例を挙げたんですけど、佐用町雇用促進もありますし、また、これから町営住宅のいろんなことでマスタープランとか検討されるようですけども、通告書に書いているんですけども、江川校区と、それから徳久校区ですね、町営住宅がどこにもあるんですけども、校区ごとにほとんどあるんですけど、この2工区にはないんですけど、そのへんのことは、今までに話に出したり検討したり、そういった話はなかったんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 校区にですね、それぞれ町営住宅を配置するとか、そういう考え方で、その計画はございません。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） それで、私が思っているのはですね、結局、奥って言ったら、また、言葉に語弊がありますが、やはり中心部から離れたところに、そういった住宅が建つことによって、若者も住んでくれるし、また、それが高齢者にとって、本当に大きな支えになっていると思うんですね。

で、江川で言いますと、業者が建設されているんですけども、福澤集落なんかには、たくさん町営住宅ではありませんけれども、住宅が建ってきて、本当に戸数も増えてきて、子供、朝の通学を見ますと、子供が、たくさん元気に通学をしている様子が見られるんですけども、そういった意味で、若い人が住むことによって、その高齢者が元気になったり、大きな力になるということも含めてね、もう今、学校も統合されたので、それどころじゃないかもしれませんが、今後のずっと先を見据えて、そういった、今の町営住宅を見直すということだけじゃなくって、新たに発想を変えて住宅の建設なんかを考えられることはありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町営住宅なり公営住宅、これは町内にですね、先ほど申しましたように 525、いろんなところに、これまでつくられてきているわけですが、実際ここに入居されている方も、非常に高齢化をされているという、公営住宅自体がね、はや。

で、若い人たちが、また、結婚して家庭を持ったり、定住をしていく、それを一つの段階として公営住宅に入って、それからまた、自分の家を建てられると。そういう形が、一番好ましいと思っております。

それで、今、町営住宅のストックしているもの、これを長寿命化したり、また、環境をよくしたりですね、これをしていくと同時に、やはり町営住宅の戸数もですね、どれぐらいが必要かというのは、先ほども、いろいろと話が出ておりますように、これから人口も、これは現実として減っていくということは、これは一つ現実の問題であります。

で、現在、町営住宅も、かなり空き家も空き室も出てきております。ですから、やっぱり若い人たちが、いろんなところに住んでいただけたらいい。希望としては、例えば、人口の減っているところに若い人が住んでほしいという希望はあります。当然。

しかし、それが、そこにほんなら、そういう方が、これから家庭を持たれる方がですね、そこに、じゃあ、住んでくださいと、強制的にできるものではない。やっぱり、若い人たちの希望、こういうところに住んでいきたい。こういう生活をしたいという希望が、片方にはあります。そういうニーズにもですね、やっぱり応えていかなきゃいけない。だから、現在あるところで、そのまま建てかえ、例えば、建てかえるにしても、それが適当なのかどうか、逆に違う場所ですね、新しい住宅をつくるべきなのか、そういうことも、当然、課題の研究、この計画の中には入れてまいります。

ただ、今、笹田議員が言われるように、一方での過疎化が進んだところに、じゃあ、そういう住宅を建てててということも、これは検討の中には、当然ね、こういうことで、そこに住んでいただく一つの条件を整えばですね、それは入れていきますけれども、それだけで、住宅をつくるということはありません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員。

8番（笹田鈴香君） それでは、町長の考えは分かりましたが、先ほどの質問で言いましたけれども、江川の、その仁方地区ですね、せっかく町有地の塩漬という言葉で言うと、塩漬になるんかもしれませんが、ほ場整備の関係で、町有地を、私が議員になったころには、予算書も江川団地として挙げられていた仁方に土地があるんですが、下水管も、それから水道管も配管されていて、本当に準備はできているのに、集落の人が草を刈ったりとか、管理をされております。そういったところは、そのままにされておくのか、今後、何か予定をされているのか。長いこと、ここの部分については言いませんでしたが、どうなっているのか、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、町営住宅の問題とは、また、別の問題だと思います。

当時、ほ場整備事業を行う中でですね、住環境、そういう制度して国の制度と一緒にほ場整備と一体的にですね、住宅の用地を確保して道路をつくったりですね、また、そういう基盤整備、水道とか下水道とか、そういう基盤整備を行う、こういうことに補助もいたただけるということで、計画をされたというふうに思っております。

ただ、そういう形で造成、土地が確保されたんですけども、なかなか条件的に住宅地としての条件が十分ではないという部分もあります。そういうことで、住宅としては、宅地としてはですね、利用がされていないということで、未利用地になってしまっておりますのでね、これは何かの形で、今後、利用ができればというふうには思っておりますけれども、若干、農地としてもですね、南っていうんですか、西側のほうに山がせまっていますね、日照、日陰になるところです。

ですから、非常にまあ、土地としての条件が悪いと。はっきり言えばですね。そういうところなんで、なかなかまあ、利用方法というのが、今後、すぐにはできないというのが現状で、今日まで至っているというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） じゃあ、当分はできないということということで確認させていただきます。

で、特にこの、やっぱり過疎化の問題で、高齢化社会に、どう対応していくかという質問をしているわけなんですけれども、やっぱり、まず、過疎化を止める方法ですね、今はもう、そういった住宅のことも言いましたけども、やはり町長としては、町民の安全や安心を守る責任が、私はあると思うんです。それで、前にも言ったことがあるんですけども、例えば、この役場ですね、役場の職員、職場から、まあ言うたら大きな会社から職員を減らして、また、この4月から学校の職員や保育園の職員を減らすということになります。統合しますとね。

そうなると、本当に、これで若い人が帰ってきて働く場所がないということ、よく聞くんですけども、そういった点で、町民から本当に働くところがないし、子供が帰ってこいということが言えないという声をよく聞くんですね。

それで、会社を誘致してとかいう声もありますけども、やっぱり、こういった状態では会社も来ない。だんだん、だんだん減っていくところには、会社も来ないと思うんですけども、町長としてですね、やっぱり本当に、いろいろ考えておられると思う、考えておられるのは分かっていますが、やっぱり、町独自のいろんな方法を考えて、人口が減るのは、もう全国的ですから、せめて歯止めをかける意味で、これからの高齢者も安心して住めるという意味で、ほかに町長として新たな、何か高齢化に対しての、社会に対してのお考えはありますか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これまでにもお話させていただいたように、全国どこでもですね、この問題に対して、これで解決ができるということはないわけです。ですから、これだけ大きな問題であり、非常に、いろんなことをやってきているわけでありまして、私が、これで佐用町が過疎化がとまり、高齢化がとまり、町が何も、皆さんに全て安心してくださいますと言えらるということは、私自身も、当然、言えるものではありません。

しかし、何とでもですね、皆さんが安心して、また、こういう生活を維持していただくためには、町がしっかりと、この町が経営的にねできていないと、これは何をやろうとしてもできないということ、これはやはり、今、お話の職員がね、減らしていかなきゃいけない。合併後、職員数もかなり減らしてきてます。そういう中で、新しい若い職員をたくさん採用することもできない。役場で勤めたい。帰したいと言われる方においてもですね、ないと言われますけれども、しかし、一方では、町を、きちっと安定した経営をしていくということ、まず、考えた時にですね、これは、やはり町として、役場としても、町の経営という考え方の中ではですね、これはやはり、職員も最小限で経費を節減もしていけないとですね、町がきちっと維持できない。経営ができないということです。

やはり、私は、やはりいろんなことに全て町だけでできることではありませんけれども、やはり基本的な、やっぱり一番、その町民の皆さんに安心していただける、この行政サービスや福祉サービスを、きちっと提供していける町というものを、きちっと経営をしていくという、このことが一番、私は、最優先で考えていただく必要があると。そのことが安心につながるんだというふうに思っております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香議員、あと6分です。

8番（笹田鈴香君） では、最後に私は申し上げたいんですが、今まで、今期では、最後の議会になるんですけども、今までにも、ずっと取り上げてきました件は、もうほとんど、ほとんどというか、住民の意見なんですね。住民の声を代表して、私は、町に要望しているわけなんですけども、日本共産党の議員が、この旧佐用町に誕生してから、もう約40年ぐらいになるんですけども、議会で当時の議員からも住民の声を取り上げてきて、それを毎年、予算要求をして、町長と交渉をずっとしてきています。

で、25年度まで、町長もずっと交渉をしていただいたんですが、ところが、今年、26年度の予算要求ですね、これは、どういうわけか、拒否をされました。

それでですが、今まで歴代の町長とは、考え方が違っててもですね、節度ある態度で交渉に臨まれてきました。このことは、やはり要望をしている、要望書というのは、その中身は住民の声なんですね。もう住民が、本当に切実に思っていることを、

〔「通告書にないこと（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

8番（笹田鈴香君） 私個人が言っているわけじゃないので、やはり、こういった今、言いました、その高齢化に対しても、住民の要望です。要望書の中にもあります。

そういったことで、ちょっと今回は残念な思いをしておりますと同時に、やはりこれか

らは、住民の意見として、町長もそれを検討、協議、今までされておりましたように、今後も、ぜひしていただきたいことをお願いして質問を終わります。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 通告にはないですけれども、一言言わせていただきますけれども、そういう、要求書、要望書というものについては、受け取りはさせていただいておりますので、ちゃんと見ておりますし中身は。それは、はっきりと言わせていただきます。住民の皆さんの声というものは、私も、どういう声があるのかということは、それは当然、聞かせていただきますし、できること、必要なことはさせていただきます。それは、十分に、何も拒否をしているわけでは、一切ありませんので。何か、誤解をされているのではないのでしょうか。

議長（西岡 正君） 笹田鈴香議員の発言は、終わりました。  
続いて、井上洋文議員の発言を許可いたします。

[7番 井上洋文君 登壇]

7番（井上洋文君） 皆さん、こんにちは。7番、公明党の井上洋文です。

今回、私は、4点の質問をさせていただきます。

第1点目は、老朽危険空き家撤去に助成を。第2点目は、小・中・高生のネット対策。3点目は、国、県道の拡幅予定箇所への対応は。そして、第4点目は、利神城跡、史跡指定への取り組みはです。

それでは、第1点目の老朽危険空き家撤去に助成をについてお伺いをいたします。

私は、平成22年9月議会で空き家の適正管理について、所沢市では2010年7月、空き家などが管理不全の状態となることを未然に防ぐことにより、環境の保全及び防犯のまちづくりに寄与することを目的とした空き家等の適正管理に関する条例が制定されていることを受け、次のような点をさせていただきました。

本町においても、空き家や事業所が閉鎖され、全く管理されず、そのままの状態に放置されており、老朽化し動物のすみかになっているところが、随所で目立ち始めました。それらの空き家は治安や景観の悪化を招くほか、地域の過疎化を促進させる要素となっております。

使用者の空き家等の適正な管理を義務づけるため適正管理条例をつくり、管理不全と判断すれば、使用者に助言、指導、勧告を行う。これに応じなければ、必要な措置を講ずるよう使用者へ命令。それでも改善されなければ、町により使用者の公表。最終的には警察などと協議し、撤去を依頼するようにしてはどうかと。

その時の答弁としましては、個人の所有財産を規制するわけでありますので、相当、研究しなければならない課題であると、人が住まなくなった家は、年月が経てば柱などが腐り、倒壊の危険度が増す上、風吹けば、壊れた戸や屋根などが近隣に及ぶ可能性があります。また、ごみの不法投棄や放火も含め、火災発生の懸念もあります。

この度、兵庫県は、2014年度から撤去費用の一部を助成する方針を固めましたが、市、町が条例や要綱で助成制度を定めていることが条件であります。本町としましても県と連動し、適正管理条例をつくり撤去に対しての助成に取り組むべきと考えますが、お伺い

たします。

この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からの、まず1点目のご質問であります老朽危険空き家の撤去についての問題について答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、空き家問題は大きな行政課題となっております。今後も空き家の増加、また管理不全の空き家が増加することが懸念をされております。

まず、今後、放置され管理不全な空き家をつくらないということも大切なことであり、そのため、自治会など地域住民の取り組みなどにより地域全体で放置空き家等が発生しにくい環境づくりをしていくことが重要であると考えております。空き家については、県でも懸念をされ環境づくりなどの制度が示されているところでございます。

しかし、地域では対応しきれない問題等も発生することが推測されますので、今後、空き家等の適正管理に関する制度も十分に研究して対応していかなければならないと考えます。

兵庫県では、平成 26 年度より老朽危険空き家除却支援事業という補助制度を実施される予定であり、これは、民間住宅のうち、倒壊等のおそれがあり周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の持ち主が除却に要する費用に対して補助を行う市町に対して、県が必要な補助を行うということにより、居住環境の整備改善に資することを目的とするということでございます。

この補助事業にのっとった場合に、老朽危険空き家の所有者が、除却工事を実施した場合の負担を軽減するもので、例を示しますと、上限でありますけれども、全体工事費が 200 万円のと看、所有者は、3 分の 1 の 66 万 8,000 円、国が 3 分の 1 の 66 万 6,000 円、県・町がそれぞれ 6 分の 1 で 33 万 3,000 円ということの割合になっております。

このように、補助事業等につきまして、県が、そういう制度を発表されておりますので、今後、県の担当課との意見なども聞きながら、対象者などの手続きの方法等を十分に研究した上で、町としての制度化ということも検討をしてみたいと考えております。

ただ、非常にここで難しいと、私は思っておりますのは、県の制度におきましても、倒壊のおそれがあり周辺に危険がおよぶおそれのある空き家というふうにされておまして、それを、どのように判定するのか、どの部分が対象になるのか、こういうところがですね、全く、今、不明というんか、明らかにされておりません。

そういうことで、県の担当者の方にもですね、内容について、詳しく意見を聞かせていただいでですね、町としても現在の状況、これから、ますます、そういう家が、家屋が増えてくるという中でですね、対策は取らなきゃいけないという前提の中で、研究をしていきたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7 番（井上洋文君） この以前にですね、空き家の調査をしていただいたんですけども、

この老朽空き家、この倒れそうでですね、この近隣に迷惑かけるような家の劣化とか、傾きとか、傷みとかしている、そういう空き家というのは、今、どのくらいの件数があるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あと、ほかの議員さんの方からもですね、この問題については、いろいろとご質問いただいておりますけれども、老朽空き家ということではなくてですね、空き家を活用できるような状況の住宅が、どれぐらい、今、町内にあるかと。その空き家の状況をですね、調べてきたということで、前にも答弁させていただいたように、約 500 戸余り、600 戸ぐらいあるんだろうというふうに、調査をしておりますけれども、しかし、その時の調査でもですね、もうこれは、住めない。もう本当に早く除却しなきゃいけないというようなものまでは、対象にしていないんですね。

そういうことで、危険といえますか、全く廃屋になって、崩れかけたような住宅が、どれぐらいあるのかというのは、残念ながら、今、町としては、全て把握は、戸数まで、きちっと把握はいたしておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7 番（井上洋文君） 今、町長言われたように、これ 600 件ぐらいあるという、前からいろんな議員もお聞きになってですね、だいたいの数はお聞きしているんですけれども、まだ、掌握してないですね、その件数、この U ターンや J ターン、I ターンに使えない、また、ほかから入ってきてですね、住めないような住宅、そういう住宅が、どのぐらいあるかっていうことがですね、この喫緊の課題だと思うんですけれども、そこらは、この 600 件ほどの住宅の中に、今、含まれてないということなんですけれども、だいたいの数っていうのは、掌握はされてないんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 長年放置されてですね、本当に、荒れてしまっているような状況、それを、どこまで、どれまでを基準にするかということによって、大分違うと思うんですけれども、1 軒、1 軒調べなくてもですね、だいたい私は、何軒ぐらいというのは、ある程度推測はできるというふうに思っています。

ということは、考えていただいたら、集落内にですね、そういう空き家というのは、ほとんど周辺部の集落においては、特に 1 軒や 2 軒はあるというような状況ですので、じゃあ町内に何百軒もあるわけではありません。その谷の奥のほうまでですね、調べるわけにはいきませんが、道、県道や国道、町道、ずっと普通通っているところを見て、そういう状態の家というのはですね、あちこち目立つところがあります。多くても数十軒だというふうには思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 県がですね、先ほど、町長の答弁ございました。老朽危険空き家の除去支援の実施ということで、県が、この今年度から始めるわけですけれども、その中の対象要件としてはですね、空き家再生、国ですね、空き家再生等推進事業というのがあって、その中の除去というところがあるんですけれども、それに該当するもの。また、倒壊等により前面道路や近隣など周辺に危険が及ぶおそれがあり、市町が条例、または要綱に基づき指導または助言を行っている空き家であることという二つの対象要件があるんですけれども、これから見ても、町がやるとしてもですね、これに合致する空き家再生等推進事業というのは、去年だったか一昨年だったか、国が、行っている事業なんですけど、これに該当するような空き家というのは、この町内にあったんですかね。どんなんですか。これを該当してやったというようなことはないんですかね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） この事業によって整備したい例はございません。

ただ、この26年度予算の瓜生原家なんですけれども、瓜生原家につきましては、この活用事業タイプということで、これの対象になるように申請をしております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） ということは、国のこの空き家再生推進事業という国庫補助なんですけど、これ本当に限定された事業だと思うんですけれども、その2番目のですね、倒壊等によりという危険が及ぶおそれがあるというの、これは、市町が条例または要綱に基づき指導または助言を行っている空き家というの、これ本町においては条例もできてませんし、要綱もできてないわけなんですけれども、これぐらい。

先ほど言いました適正管理条例をですね、研究していただいて、それが一つの国県の、この補助の対象になるということなんで、そこらをもう少しですね、これ私も、22年に質問させていただいたんです。その時も検討するということがあったんですけれども、そこらの検討というのは、どういうふうにしたんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 前に、井上議員からもご質問いただいた時にですね、検討というのは、町が独自に、そういう制度、助成ができるかどうか。その個人の持ち物に対して、例えば、強制力を持って撤去したり命令ができたりすることができるかということ、研究

するようにということを指示しておりました。

しかし、なかなかそれは、やはり法律的にも難しいという状況の中です。ただ、今回、県がこうした要綱、補助制度をつくられたということで、これについて、こういうことがあれば、町としても対処がしやすいなということがあったわけですが、全くこれ、行政間の問題ですけれども、町のほうに、こういうことを考えると、こういう制度を検討しているかという情報は、全く出てきてないですね。

で、ポンと、この3月になってですね、こういう制度が26年度からやりますよというような話が出てきておりますのでね、全く、その、そういう打ち合わせ、協議というのがされておられません。

ただ、これができたことによってね、町としての、今は国、ある程度、この制度というものが、こういう対象にするということが、その前提にうたわれておりますので、じゃあ、これを受けて、町、実際、実施するためには、町がどのような、まず、要綱なり条例をつくらなきゃいけないか。これを早急に検討していきたいというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 町長、言われるとおりだと思います。

個人の所有する財産を規制するということに対して、やはり法的にも問題があるということだったんですけれども、今回、県がですね、このように助成制度を置くということになったんで、町としても、先ほど、町長、答弁ありましたように、やりやすいんじゃないかと思います。

現在、兵庫県内でも10市が、この条例、要綱で助成制度を決めている。また、ほか12市町が検討しているということなんですけれども、この12市町に佐用町も入っているわけなんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 検討していると、回答には検討しているということは県に回答しているということであります。だから、入っているということでしょうね。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。

県がそのようにして、力を入れてくれてますし、今回、県としてもですね、助成制度の創設を促す狙いがあるというように、新聞にも報道されておりましたんで、これを25年後世帯がですね半減するわけなんですけれども、そうした時に、今の住宅が25年かかると、相当やはり隣近所に迷惑を及ぼすような住宅が出てくるんじゃないかと思っておりますので、

今から、対応のほう、一つ検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、同僚議員もまた、詳しくですね質問されると思ひますので、私のほうは、これぐらいで終わらせていただきます。

それでは、2点目の小・中・高生のネット対策についてお伺ひいたします。

厚生労働省は、中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に実施し、2013年8月に調査結果を発表いたしました。調査では、問題や不安から逃げるためネットを使うかなど、8問中5問以上あてはまると、依存度の疑いが強いと分類。その割合は中学生の6パー、高校生の9パーとなり、全国の中高生数で計算すると約52万人と推計されておます。男女別では女子10パー、男子6パーで、女子の高い理由は、チャットやメールを多く使うためとしています。

日常生活や健康への影響は、睡眠の質が悪いが59パーセントと、依存がない人の2倍近くとなり、午前中に調子が悪いは24パーセントと、依存がない人の3倍近くとなります。ネット依存の問題は、昼夜逆転となり不登校や、成績低下、引きこもりなどばかりではなく、睡眠障害やうつ病になるなど、精神面でのトラブルを引き起こし、学習や日常生活に悪影響が出ると思われます。

保護者や教師に啓発し、子供たちにネット依存の怖さを認識させる必要があると思ひますが、取り組みを、お伺ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、井上議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

小・中・高生のネット対策についてとして、保護者や教師への啓発、子供たちにネット依存の怖さを認識させる必要があり、その取り組みについてのご質問をいただいたところです。

まず、小学校5、6年生と中学生にインターネットに接続できるパソコン、タブレット、ゲーム機などを所有している状況でございますが、平成25年6月の調査時点では、約93パーセントの児童生徒の家庭が接続機を所有しているという結果が出ております。

所有している家庭の中で、一家に4台の接続ができるものがある家庭が42パーセントあまりました。所有家庭の半数近くが、児童生徒を含め、1人に1台、インターネットに接続できるものを持っていることとなります。

また、児童・生徒専用の携帯端末、携帯電話、それからインターネットに接続できるゲーム機を持っている児童生徒が、全体の約60パーセントにのぼり、その利用の方法や犯罪から子どもたちを守るための指導の重要性を強く感じているところでございます。

各学校での具体的な指導でございますけれども、町内4中学校全てにおいて、保護者と生徒全員を対象にした講演会を実施しております。内容は、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの被害の具体的な例を挙げながらの危険性と安全・安心な利用の仕方について学ぶものとなっております。

小学校においては、保護者のみを対象とした講演会を実施をしている学校が10校中3校、児童と保護者を対象に講演会を実施した学校が4校。また、5、6年生の児童を対象に、特別活動の時間を利用し、インターネット等の利用マナーについての指導を行っている学校が1校ございます。

本年度実施していない学校も含め、その必要性を十分認識しておりますので、次年度に

向け、充実した児童生徒や保護者への指導・研修の開催の必要性について、各学校に指導をしているところでございます。

既に次年度の研修に向けて、講師との日程調整や内容の検討を進めている学校もございます。

また、佐用高等学校におきましても、兵庫県警のサーバーパトロールにより、講師を招き、全校生対象にネット社会における危険性と正しいスマートフォンの使い方についての講演会を実施しております。

今後におきましても、講師と十分に話し合い、それぞれ発達段階に応じた、適切な指導をしてまいりたいと考えております。

なお、教職員の研修として佐用町には、佐用町保・幼・小・中・高等学校の生徒指導連絡協議会を持っております。そこには校長と各学校の、また、保育園の生活指導の係の教諭が出席します。そこでもサーバー関係のほうから講師を招いて研修し、各学校に広めているところでございます。

これまでの指導は、マスコミ等でも取り上げられることが多かった犯罪等の危険から児童生徒を守ることを最優先しておりますけれども、今後は、井上議員おっしゃいますように犯罪等の危険性のみならず、日常生活や健康への影響も含め、よりよい利用のあり方やマナー等を、児童生徒のみならず第一義の責任を負います保護者、また地域とも連携しながら、さらに研修を深めていきたいと考えております。

以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） るる教育長のほうからご答弁ありました。

今までもそうだったんですけども、インターネットの講座について、お話がありましたんですけども、私が今回、取り上げさせていただいたのは、このインターネットにのめり込んでしまっただけで、睡眠ができなくなって、そのことによって、障害が出ている。また、悪影響が出ているということに対しての質問をさせていただいたんで、そのインターネットがいいか悪いか、それに対してのご指導は、今までも答弁ありました、やっただけだと思っただけですけども、そうやなしに、睡眠の障害によってですね、いろんな鬱になったり、いろんな問題が起きている。悪影響が起きている。そのことに対して、もう少しですね、世間的にも、今、問題になり始めましたんで、取り組んでいただきたらなということで質問させていただきました。

本町の実態というのは、そういうことに対しての取り組みは、まだ、されたことということはないわけなんですね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それぞれの、例えばですね、LINEを使ったりして、誹謗中傷、そういうことでトラブルが起きたと。近年では2件ほどあります。

そういう中で、それぞれ学校が保護者を交えながら等、中学生と話をする中でですね、どうしても夜遅くまでしているとか、どうしても携帯、スマホが手放されない。そういう

実態も浮き彫りになっております。そういうことで、今、井上議員がおっしゃいましたように、鬱とか、そういうことになっているとか、そういうことじゃなくって、そういう今、お話ししたような状況がですね、結果、そういうふうになっていくんではないかと、そういうふうには、私たちは理解しております。

ですから、この間も、ここ2、3日ですかね、ニュースで、ちょっと聞いたんですけど、ある学校では、大阪のほうの学校だと記憶しておりますが。保護者と学校と協議して、9時以降は、そういうものを使わせないと。家庭へ帰ったら親に機械を渡して、親が管理するとか、そういうようなことも決めて、これを広げていこうというような学校もあるように聞きました。

それがいいかどうかは別問題として、やはり、この問題は、家庭、保護者とですね、十分、そういう子供たちの悪影響、また、精神的な病気、そういうものにも広がっていくと、そういうことをお互いに強く認識してですね、子供の健全な成長、そういうものを促していきたいと、そのように考えております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 確認なんですけど、この依存によってですね、昼夜逆転になりですね、不登校、成績低下、引きこもり、睡眠障害や鬱の症状による精神面でのトラブルというのは、こういうようなのは、今のところはないということなんですね。

それでは、実態もお聞きしました。教育委員会としての取り組みも、先ほど、教育長、お示し願いました。

特に、ネット安全の教室を開催してですね、こういうことに対して、このネットの依存の怖さをですね、よく父兄や、また、この生徒、児童にですね、認識させていただきたいと、このように思います。

それでは、この件については終わらせていただきます。

次に、第3点目は、国、県道の拡幅予定箇所に対応はということで、国、県道で当初拡幅予定がありながら、その後、何らかの事情で、そのままになっている箇所がありますが、該当自治会に対する説明、管理等はできておるのか、お伺いたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の国、県道の拡幅予定箇所に対応ということで、答弁をさせていただきます。

何らかの事情で、そのままになっている箇所ということで、まず井上議員のおっしゃるご質問の対象の箇所につきましては、上石井の国道373号、ゆう・あい・いしいの施設のほうに入る交差点を中心にした改良のところではないかなというふうに思います。そのほかのところも、そういうところがあるだろうということでもありますけれども、特に、この国道373号線、このゆう・あい・いしいを中心にした上石井の箇所については、以前からですね、交差点が非常に曲がりにくい危険な交差点であり、カーブが非常にきつい箇所でありました。

そういうことで、改良を要望して、これまで計画を県として取り組んでいただいて、既

に用地の買収、そして家屋の移転を含めたですね、用地の買収も一部できているというところでありますけれども、その交差点の国道改良事業につきましては、なかなか全部、用地交渉も難しいところもありまして、全てできていないということで、事業がずっと、継続して、今、できてないというふうに、事業が進んでいないという状況でございます。

自治会に対しての説明につきましては、地元に対してですね、自治会長さんや役員さんを通して、通じてですね、県のほうでも今の状況が遅れているということについては、理解をしていただけているものと思っております。

このところは、箇所につきましてはですね、その後ですね、非常にまあ、状況が変化をしてくれております。御存じのように。

昨年の3月に中国横断自動車道姫路鳥取線の佐用ジャンクションから鳥取インターチェンジ間が全線開通をして、交通量も非常に激減をしているところでもあります。そういう中で、県の計画では、今後、社会経済情勢等の変化に応じて、手法、区間、時期等の検討を行う箇所として、この箇所も位置づけられておりまして、県に問い合わせをさせていただいたところ、改修済みの土地につきましては、十分な管理ができてない状況でもありますが、必要な箇所については、草刈り等については、県として、責任を持つと、行うということでありまして、今後、今、県のほうで、これから10年間の、また、新しい社会基盤整備プロジェクトという形で計画がつけられております。

その、これから10年間の中の社会基盤整備プロジェクトの中でですね、用地の買収も既にできているという点もあって、一部、設計変更も、当然、伴うでしょうけれども、交差点の改良を中心にですね、事業に取り組むという、位置づけをするということで、今、検討をいただいているところで、まだ、決定は見ておりませんが、町としても、できるだけ、そのようにしてほしいという要望をしているところでございます。

そのほかのところにつきましては、用地までですね、こうして買収が終わって、それで、まだ、全然、手をつけられてないというようなところは、今は、あまり私は、把握はいたしておりません。

ただ、要望を、いろいろと箇所、県道、国道、しておりますけれども、その中で、先ほど言いました、県も計画的に、いろいろと改良事業を実施されておりますので、この、これから10年間の社会基盤整備プロジェクト、この中でですね、その要望箇所を、まず、取り上げていただくと。それについて、町としても必要なところについては、これまでずっと、継続して、お願いしているところ、重要なところから順番にということで、要望しておりますので、6月頃にはですね、最終的には、それが決定がしていただくというふうに思っております。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 私は、この上石井の、先ほど言われました373の交差点のところを言ったわけなんですけれども、町全体としては、町長、今、言われたように、この買収して、そのままになっているところというのは、ほかには、あんまりないんですね。中山のほうなんかは、どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 建設課長、まだ、そんなところあるん？  
建設課長に。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 今、聞いているところでは、下庄佐用線の天元石油のちょっと奥ですか。それと、中三河佐用線の姫鳥道との交差点付近、あそこらへんも河川改修と同時に広い土地が確保されていると思います。  
私は、その2カ所ぐらいかなとは思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 私は、こないして質問させていただいたんですね、当然、早くしていただいてですね、当初の予定をですね、完了していただくというのが、一番希望なんですけれども、いろんな事情があって、鳥取道も開通しました、そういうような格好ですね、後回しになっておるんじゃないかと思うんですけれども、特に、私言いたいのは、このようにして買収してですね、その後が、草木が生えですね、そのままになっている。ましてや、ちょっと下りるところのバスの、バスが回転するところ等についてはですね、土砂をそのまま盛り上げたような格好にして、景観もよくないんで、そこらのこの整備っていうんですかね、管理をもう少しきちっとしていただきたいと思うんですけど、そこらは、どんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私も、その点については、見ておりまして、県のほうにもですね、これまでも、何か、今の状態、放置したままではなくてですね、まず、長年、これから、これまでどおりの計画が実施できないのであればですね、どうしていくかという方針を出してほしいと。

また、実際に、そういうふうな対処してほしいということを要望していたわけです。

で、まあ、先般の県土木との話の中でですね、県としても、それだけの用地も買収したり、また、一部土砂も既に埋め立てしてですね、そのような状況まで進んでいるので、何らかの対応を、これから計画の中に取り入れてやっていく方向で検討しますという、今のところは、そういう回答いただいておりますのでね、県として何らかの方針が示していただけるものと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。  
ほな、4点目のほう移らせていただきます。

第4点目は、利神城跡、史跡指定への取り組みはということで、平成24年9月議会の地権者と協議し検討しているとの町長の答弁がありました。史跡指定へ向けての地権者との交渉は、どのように進んでいるのか、そこらをお聞きしたいと思います。

利神城は、江戸時代天守があり、その姿が霧の上に浮かんだ威容から雲突城と呼ばれており、池田輝政はその豪壮さに驚き、江戸幕府の警戒を恐れて天守の破却を命じたとされております。これほど素晴らし史跡を何とか今のうちに修復し、周辺観光の核の一つと位置付け活用を図ってはどうか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、利神城跡の史跡指定への取り組みについてということで、ご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

これまでも、この利神城跡、ここの遺跡の修復や活用、これは地元高木議員やですね、いろいろな議員の方からもご質問がいただき、これまで状況を説明をさせていただいたところでもあります。

ただ、この史跡を国の指定に、まず、していただくという、その手続きです、非常に時間がかかっているわけでありまして、24年の9月議会で地権者と協議し、検討しているという、また、答弁もさせていただいたところではありますが、その後の状況について、答弁させていただき、ご理解いただきたいと思います。

利神城跡の史跡に向けての取り組みにつきまして史跡の指定を受けるためには、その区域全域をですね指定をすることに対するの同意をいただくということが、まず前提になりまして、その中で、これまで同意が得られていないところについて、お願いをし交渉をしてきております。

先般ですね、複数名義の土地になるんですけれども、2件の地権者の方と国指定同意についての協議が、担当者のほうで行ってですね、一応、土地買い上げを前提にした指定同意については、同意をしてもいいという意向を伺ったというふうに報告を受けております。

ただしですね、国指定に至るまで全地権者の同意が必要で一定の時間が、まだまだかかりますし、土地の買い上げにつきましてもですね、指定後すぐ買い上げることができるわけでないことから、地権者が希望されていると言いますか、思われているこれからの流れとですね、行政的な手続きには相当の時間的な差があるということをお説明をしております、時間がかかるということについてですね、ご協力、ご理解をいただきたいと思います、得られるかどうかというのが、また、一つの問題でもございます。

このため、平成24年度以降ですね、地権者との交渉で、今のところ最終的な同意書をいただくというところまでの進展はないわけですが、これまで、同意がしていただけなかった方について、そういう一歩前進したお話ができてきておりますのでですね、今後も粘り強く交渉を重ねていきたいというふうに考えております。

ただ、一方でですね、先ほど言いましたように、この地権者との交渉の中で、土地の買い上げということについての手続き、これが非常に時間もかかるし、また、非常に、このエリアも非常に広いですし、その境界の確定でありますとかですね、土地の調査、そういうものも、今後、大変大きな作業が残ってきております。

今、教育委員会の職員、文化財担当の職員が担当をしているわけですが、教育委員会だけでですね、担当者だけで、この対応が難しいというふうに判断をしておりますので、これからの進め方としてはですね、関係課といいますか、町教育委員会部局と町部局

とのですね、調整を行っていくという必要があるというふうに、私は、考えております。

利神城跡の文化財的価値は非常に高いということは、十分これは、皆さんが理解されているところでありますけれども、ただ、これを指定を受けてですね、今後、用地を、例えば土地を買収し、また、その史跡を修復をしていくという、そういうことについては、非常にまあ、あの場所を見ていただいたとおり、急峻なところに石垣が積まれているところでありまして、技術的にもですね、非常に難しいということが想定をされております。

また、非常に多額の費用と年月を要するということは、もう前提であります。

そのためにもですね、まず、国の指定とした上で補助金等を活用しながら調査等、土地の買収、また、整備といった取り組みをですね、段階的に少しずつ進めて行くというしか、方法がないというふうに考えております。

観光面についてはですね、近年の竹田城跡での加熱ぶりが目を引いているわけでありまして、これもですね、国指定を受け、少しずつ長年の整備を続けてきた、こられた結果でありまして、一朝一夕の成果ではないと思います。

指定を受けるということはですね、文化遺産として史跡を将来へ引き継ぐということでありまして、観光のため史跡が破壊されるということでは、これは本来の目的ではございませんので、しかし、地域の、その史跡をですね、地域の活性化のために活用していくということ、その観点から、安全な箇所から公開できるようにですね、取り組みが必要かなというふうにも思っております。

加えて、平福ではこの3月に瓜生原家住宅が県登録文化財に登録されることになっておりまして、まちなみの観光ポイントとして整備をしていきたいと考えております。

また、平成24年度の発掘調査で、河川の改修による発掘調査だったわけでありましたが、大規模な御殿屋敷跡の石垣や堀の一部が確認をされております。これも山頂の利神城跡と一体になった、この史跡でございまして、これも非常にまあ、この御殿屋敷跡というのにも注目をされるところでありまして、今後、文化財をですね、観光やまちづくりに、地域のまちづくり生かすことで町の魅力アップや地域の活性化につながっていくようにと、そういう形で、そういうふうと考えていきたいと思っております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 今、町長から答弁ございました。

一言で言いますとね、これよく皆さんのほうからお聞きするわけなんですけれども、この城郭、お城があったとこ、お城があって、その城郭あるんですけれども、その一部をですね、一番肝心なところを、なかなか地権者の方と話ができないということですね、全体が止まっているということ、よくお聞きしていたんですけれども、それについての、その進めは、やっぱりできているわけですかね。

何回も、私もそうですし、私が議会へ出た時から、そういう話、地権者との話が、あまりよくつかないということで、上の城郭を含めた、上のほうはですね、全然、手つかずになっているんですけど、今の町長の答弁聞いても全く一緒のような感じなんですけど、話がやっぱり、その地権者との話は、どこらまで行って、どんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、はい。

町長（庵途典章君） 以前からですね、利神城跡の一番、昔の天守閣があった天守があったところですね、頂上、その部分まで、土地が、ずっと境界が頂点にまでいっているわけです。

そのために、以前に石垣の遺跡の調査をしてですね、修復ができるように航空写真を撮ったりですね、石を全て図面化してですね、残す事業を町として取り組みました。その時にですね、生えております樹木をですね、全て伐採をしたりしたわけです。

そういうふうにする事業を行う時に、天守閣があったところの部分にきている地権者の方からですね、そこまでは自分の土地であるということで、今でも大きな木が、そのまま残っているのをご覧になると思うんですけども、その木が伐採をできなかったと。その部分を残して調査をしたという経過があるわけです。

でまあ、その後、なかなか、そういうことで調査さえできなかったというような状態がありましたのでね、その部分についての、まず、一番重要な部分ということで、交渉をさせていただいてきたということでもあります。

で、その方とのですね、話が、今、先ほど申し上げました、国指定に向けて、土地を買い上げを前提であればですね、同意してもいいというような話が、やっと話ができきているということだというふうに報告を受けております。

ですから、後はですね、その部分だけではなくって、国の指定を受けるためには、まだ、非常に裾野尾が広いものですから、どの範囲までどうするかというのは、これから、まだまだ、調査していかなきゃいけないところですけども、一番、重要なと申しますか、ポイントになる部分についての話が、今、そこまで、そういう話ができきているということでもあります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 県ですね、景観ガイドライン等の中にもですね、この利神城跡ゾーンとか、山麓景観形成ゾーンということで、いろんな対応が書かれておるんですけども、この今、町長、答弁ありました地権者がですね、との話が、これからの話になるわけですけども、それ以外の、そこをおいて、それ以外ですね、この景観形成に対しての取り組みというのは、どんなんですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔町長「教育委員会のほうから」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 議員さんが言われているのは、利神城跡だけじゃなしにということですか。

例えば、御殿屋敷とか、町並み、平福の町並みとか、そういう、

7番（井上洋文君） 今、やっつけていただいている御殿屋敷とか、町並み以外の、その上の

取り組みなんですけれども。お城のある、その山麓も含めての、ここにある山麓景観形成ゾーン。それから利神城跡ゾーンの取り組み。

教育課長（坂本博美君） あのね以前に、まあ、町長の説明にもあったんですけれども、利神城は、今の天守があったと思われるところから、放射線状にね地権者があって、山頂を含めて、だいたい 10 筆ぐらいなんです。そのうちの 2 筆が残っていたところが、今、やっと地権者も買収ができるのであれば、話をできるかなというところまで来ているんですけれども、その当時は、昭和 58 年に、一部ね町指定に山麓地域ということで、これはどこにもエリアが何も区切ったところはないんですけれども、利神城跡の石垣周辺ですね、目視できる石垣周辺を平福の町から見える範囲で町の指定にしております。それ部分指定ですけどね。

ただ、町指定だけなので、何の効力もないんですけれども、そういう形で町としては、景観保存地域としてね、部分的に山頂周辺をしていたということなんですけれども、これから、それを含めて、全体を国指定の重要文化財に持っていこうというところに行くので、これは、それから裾野まで広げていくという形で、これから地権者とね、交渉していきたいと思えますけれども、現状としては、あの地域については、その町指定だから工事できない状況なので、物理的に工事を加えて整備をしたということはありませんけれども、全体的には、山裾全体まで含めた国指定の動きのために、人工的な手は加えずに、そのまま保存した段階で指定に向けた手続きをしていこうというところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7 番（井上洋文君） 国の指定が、だんだん、今、町長言われたように、いろんなやっばり段階を踏んでいって、大分、時間かかるということなんですけれども、この県ですね、兵庫県の景観形成等に関する条例、景観形成条例なんですけれども、その網がかかっているわけなんですけれども、さっき言われた、課長言われたように、町の指定されているということなんですけれども、この県ですね、そういう網がかかっているということは、県の指定になっているということじゃなくってもですね、そこらの、そのどう言ったらいいんですか、整備についての県のほうのですね、この補助というのは、そういうようなはないんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今のところはですね、今言った、瓜生原家とかね、その部分的に物件を指定した指定は県はしてくれてますけれども、ただ、県が言うのには、これを県も国指定に持って行こうという努力はしてくれてます。

ただ、同意が取れてなかったんでできなかったんですけれども、その間は、人工的な構造物をつくったり、そういうことは当然、やるとパーになるんでね、町が指定している山頂周辺のところの町指定の物件を含めて、山裾までが手が加わらないような景観保存地域と、そういう形で保存をしておいて、国指定の手続きを、その間に進めていってくださいということなので、できるだけ、あの地域についてはですね、例えば、今ついている裏側

の遊歩道、遊歩道やなしに、山から回っている林道がありますね。ああいうものというよ  
うなものも含めて、あんまり人工的な手を加えずに、そのままの形の中で国指定に持って  
行きたいということで、その地域を保存していくという形で、今のところは進めていって  
ます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員。

7番（井上洋文君） 町が指定しているところを、そのまま保存して国の指定に持って  
いくということなのですが。その間に、県が入っておるわけですから、そこらは、県が補助  
してですね、樹木の植栽とかですね、伐採せなあかん場合があれば、伐採とかいうような  
ことに対しての県の補助はないんですか。その上の部分の、今、町が指定しているところ。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 一時ね、町長も言われてますけども、この石垣が、徐々に破壊され  
てますけれども、それが、その時点で、復元できるような形で、断面等、あれを全部撮っ  
てますけれども、そういう復元写真を撮っていく時に、その時に既に木はあって、邪魔に  
なるところは邪魔になっていたんですけれども、それから以降ですね、あそこに木が、ド  
ンドン茂ってくるんですけれども、今の状況で、あっこを伐採しないとだめだという状況  
ではないと思うんです。

ただ、例えば、山頂周辺に桜の木が植わっていて、それが根っこが石垣を張りだしたり  
とか、そういうことがあると思うんですけれども、そういうことで急激に、あその状況  
変わらない以上、できるだけ手を加えないほうがということも、県からの指導も受けてお  
りますのでね、今で言うと、そういう手続きをしていながら、もし伐採があるとすれば、  
伐採いうんか、する必要があるとすれば、それは県と、また相談できると思うんですけれ  
ども、今の状況であれば、そういうことする必要が県もないという判断をしていると思  
います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文議員、あと4分です。

7番（井上洋文君） これね、高木議員から見せていただいたんですけれども、財団法人  
観光資源保護団体というところが出している本なんですけれども、当初はですね、佐用町産  
業課からの要望は、利神城跡を観光資源としての活用をすることが主目的であったと。  
しかし、利神城と元の平福の町並みが一体となって歴史的環境を形成しているものであ  
り、町並みを含めることで調査の対象に選ばれたということで、下のほうもですね、今、  
いろいろと瓜生原も含めて、いろいろと整理していただいておりますけれども、当初は、  
その利神城をということですね、これ相当長い年月が経っているんですけれども、そこ  
らをですね、もう少し、今、国指定に対して取り組んでおられるわけなんですけれども、早く  
やっていただかないとですね、観光客が、いろんな観光客がお見えになる。今、城ブーム

になっているので、観光客がお見えになる。

しかし、来られた観光客がですね、異口同音に、お城があったらなとか、お城までいなくても、その石垣の整備がね、もっときちっとできておったらなというようなことを言われるので、一つ早急をお願いしたいと思います。

貴重な文化財である利神城跡は城郭の全体像の解明と、その保存を図り、後世まで正確に伝えるよう保護する必要があると思われます。また、地理的位置や交通の利便性という条件も合わせて、本町の歴史的文化的環境の中心となるのではないかと思います。

そういうことで、一刻も早くですね、こういう大切な文化遺産はですね、修復をして保存をしていくというのが、これは筋ではないかと思しますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上もちまして、私の質問は終わらせていただきます。

私は、15年間の一般質問の中で、いろいろな質問をさせていただきましたけれども、町長におかれましては誠実なご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文議員の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食等のため午後1時15分まで休憩したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午前11時55分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、石堂 基議員の発言を許可します。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番議席、石堂です。私は、この席から老朽空き家の撤去助成制度の創設について、まず、1点目の質問としてさせていただきます。

兵庫県では平成26年度から、老朽空き家の撤去費用を助成する方針が決定されましたが、この助成制度の対象となるためには市町の助成制度があることが条件となっています。

佐用町においても、高齢化過疎化に伴い各地に老朽空き家が増加してきました。こうした中には、倒壊の危険性など周辺に被害が及ぶ場合も多くあり、その他の防災安全上の観点からも早急な対応が必要と考えられます。

そこで、次の項目について伺います。

まず、1点目、町内の空き家調査において、危険性を確認できる状況等は把握されているか。

2点目、危険性を伴う老朽空き家について、その管理等に関する行政上の取り組みは具体的に行われているか。

3点目、危険性を伴う老朽空き家については、倒壊による災害だけではなく防犯や環境

面からも積極的な取組が本町でも必要と考えられるが、県の制度創設を機会に具体的な施策は考えられないか。

以上、3点。ただ、先ほど、行われました井上議員同様の一般質問でありました。その答弁内容については、重複する部分については、省略をしていただいて、ご回答のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、この場での質問とします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員のご質問にお答ををさせていただきますと思ひます。

まず、老朽危険空き家の撤去助成制度の創設ということについてでございます。

先ほどの井上議員のご質問にも、同じ質問がありましたので、いろいろと現在の状況をお答をさせていただきますけれども、初めての、この国の県の制度としてできておりますのでですね、これは、ある程度詳しく、また、いろんな観点から、ご質問いただき、また、私のほうも答弁させていただきますと思ひますので、お答をしたこと、二重になる点もあると思ひますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点目の、まず、町内の空き家調査において、危険性を確認できる状況は把握しているかのご質問でございますが、町で行ってきました空き家の調査は、定住促進の観点から商工観光課で行っておりまして、居住可能な空き家をベースに調査をしてきておりますので、危険性を、特に確認できる状況での件数ということについては、把握はできておりません。

平成 22 年度以降、自治会、住民の方から支障があると連絡があったものにつきましては、8 件の相談がございます。

これらについても個人所有の財産ですので行政が除却、修繕などはできないと判断し、役場、自治会、隣接住民の方と協力し所有者の特定、連絡、また、状況説明、修繕、除却等を要請するなどの対応をいたしております。

次に、2点目の危険性を伴う老朽空き家について、その管理等に関する行政上の取り組みが具体的にされているかということについてであります。管理につきましては、これまで個人所有の財産ということで、行政による管理は行っておりません。

平成 25 年度において、倒壊の恐れのある放置空き家について関係自治会長から2件の要望書が町のほうに提出をされ、それについては、関係各課、支所による対応協議を行って、放置された老朽空き家の所有者が、現在の状況について認識されていない場合もありましたので、所有者に文書で連絡して、状況を説明し対策をお願いをしているところでございます。

次に、3点目の危険を伴う老朽空き家については、倒壊による災害だけでなく、防犯や環境面からも積極的な取り組みが本町でも必要と考えるが、県の制度創設を機に具体的な施策は考えられないかということでございますが、議員ご指摘のとおり、空き家問題は大きな今、社会問題に、また、行政課題になっております。今後も空き家の増加、また管理不全の空き家が増加することが懸念をされているわけでありまして、まず、井上議員のご質問にもお答をしましたが、今後、放置され管理不全な空き家をつくらないということが何よりも大切なことであり、そのため、自治会など地域住民の皆さんとの取り組みなどにより、地域全体で放置空き家等を発生しにくい環境づくりに取り組んでいくことが、ま

ず重要と考えております。

また、空き家については県でも、非常に懸念をされ、ご質問にありますように、新たな制度が26年度から示されてきたところでございます。

これは、民間住宅のうち、倒壊の恐れがあり周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の持ち主が除却に要する費用に対して補助を行う市町に対して、県が必要な補助を行うということで、居住環境の整備改善に資することを目的とするものでございます。

町といたしましては、空き家の除却については、これまで、瓦など廃棄物をクリーンセンターの最終処分場で受け入れ、処分費が少しでも安くなるよう支援をしてきておりますが、空き家除却について町が制度化した場合、数多くの危険空き家を取り壊されることが、当然、予想されますので、今以上に廃棄物を受け入れる場所が必要となります。汚染物質が出ないものだけを埋め立てる場所の確保などについても、研究が必要であります。

空き家の除却支援事業につきましては、今後、県の担当課との意見も指導も受け、意見もお聞きし、廃棄物埋め立て地や、また、対象者などの補助を行うための手続き方法等を十分、これから研究した中で、町としての制度化に向けて研究をしてまいりたいと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1番（石堂 基君） 先ほども申し上げましたように、午前中に井上議員のほうから、この項目については、非常に深い形で話が進んで、最終的には、県あるいは国の動向というんですか、制度の仕組みを見ながら、町としても早急な対応を検討するというので、町長が答弁されていまして、重複する部分については、省略してくださいということで、お話をしながら、これももしかしたら、全く全部、前の時にお答えしましたと言われたらどうしようかなと思ったんですけども、丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございます。

特に私、今回、この期の最後の一般質問なんですけれども、この項目については、井上議員に。そして、もう1項目ある木質バイオの関係は、私の次の岡本議員に予定されていまして、その2人を立てたら、私の一般質問自身が空き家になるようで、まあまあ、どうしようかなと思ったんですけども、本当にお答えをいただいてありがとうございます。

で、お答えいただいた内容で確認なりということで、2、3点。

実質、この問題、私も、その身近なところでは、本当に周辺、私の自治会でもそうなんですけれども、やっぱり1軒、町長、午前中に言われたように、やっぱり、その自治会に1軒、2軒はあると。

で、それは、そのいろんな形態があると思うんですよね。本当に、その活用が、まだ見込めるような空き家もあれば、まだ、管理が行き届かなくて、荒れ放題になっていると。

で、もう一つ悪いのは、やっぱりその、管理者が全く放置をしているというのか、その所有権すら要らないんやというような状況に、だんだん、だんだんなりつつあるものが増えてきているんじゃないかなという観点なんです。

で、今回、創設された、その県の制度、あるいはその、それに追随じゃないですけども、国自身が去年ぐらいから、いろんな自民党を中心にして法案の作成を進めていますけれども、これは多分、その例えば、その東日本の震災であるとか、地震関連、震災関連なんかの関係で、倒壊なんかを未然に防ぐ、倒壊被害なんかを未然に防ぐということでの、や

っぱり検討だと思っんですけれども、また、佐用町とは、少し若干違うんかなという気もします。

ただ、やっぱり地元の佐用町の今の問題として、本当に、その例えば、佐用の町中で、この家が倒れたら周辺に危害が及ぼすというのもありましようし、それから、私らのところに、山間部のところで1軒孤立していて、景観的にもまずいし、でも、これ倒れたら、町道なんかにも影響あるよなというものもあります。

で、そうしたものが、実態的に町内にどれぐらいあるんかな。あるいは、そのそれに対して、地元が、どれぐらいな要望を出しているんかなというのを知りたかったんが、まず一つ目だったんです。

先ほど回答があったように、22年以降8軒、具体的に25年においては、2軒の要望ががって、それらについて、その所有者に対策依頼をしているということだと思っんですけれども、現状では、やっぱり、その対策依頼をするにしても、根拠となる決まりごとがないということが、一つ弱いところで、依頼する以上には、何も言えないんじゃないかなということで、当然、これらも井上議員のほうからも提案があった、適正な管理を促すような条例がつけられることによって、少し法的な、根拠づくりができるんじゃないかなというふうには理解しているんです。

で、過去において、8軒、25年においては2軒要望がこう出てきていると。

で、午前中の答弁にもあったように、そうしたことを制度化を検討していきたいというふうに先だって、やっぱりその、一応ね、調査をやる必要性というのは、再度あるんじゃないかなと。

これまで、町が把握しているのは、地元のほうから要望が出てきている内容だけなので、一度、各自治会のほうに、こういう老朽化の空き家で危険性を伴うものについては、どうですかという調査の必要性はあるんじゃないかなというふうに感じるんですけれども、まず、その点について、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 実態把握というようなことは、当然、今後、制度をつくる上でもです、これは、また予算を伴う制度になってくることもありますので、それと、先ほど、答弁させていただきましたように、これを処分するには、やはりどこにでも処分されては困るので、やはり処分先とか、そういうものもですね、ある程度、行政としても確保して行かないとですね、なかなか、これを積極的に推進していくということは、難しい点もあったり、いろんなことが関係します。

そういう意味で、お話のように危険空き家、除却を早急にしなきゃいけない建物が、どれぐらいあるかという量がね、量的なものも必要かと思っます。

ただ、難しいのは、どう判断するか。これ、職員が1軒1軒ずつこう、回っていくということも、なかなか難しいので、まずは、自治会等にもご依頼、依頼をさせていただいて、自治会長さんたちのご協力を得てということになるかと思っんですけれどもね。

まあ、その制度をつくる上での一つの基礎資料としての、そういう調査、これは考えていきたいと思っます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番 (石堂 基君) 制度を考える観点から、国あるいは県の制度に追随したような形で、なるべくたくさん、そういう要望があるところを拾えるというふうな制度づくりがいいんでしょうけども、やはり財政的な負担のことも考慮すると、やはり優先順位の高いものから。

で、その優先順位の高いものというものを把握しようとした場合、やっぱり今の各集落に、そういうある状況の把握というのは、重要になってきて、言っても、その全体の総定数が 100 件までぐらいだということになれば、一応、調査をやって、直接職員が見について判定する。

で、その判定資料として、僕その優先順位をつけるのにも大事だなと思うのは、結局、今のその物件の管理状況ですね。

で、ついこの間までは、何でしょう、たまに帰ってきて管理するっていうパターン。それから、もう、ほとんど帰ってきてないんですけども、まあまあ、連絡とったら帰ってきてやでというパターン。

それから、もう連絡とろうにも、誰が所有者なんか、誰が管理者なんか分からないというパターンがあると思うんですね。そういう空き家について。

で、時代の流れとともに、だんだん、だんだん、この佐用町から出られて家が空いた。で、亡くなられて家が空いたといった時に、その第 2 世代、第 3 世代に変わっていくことによって、やっぱりその管理区分が不明確になって、もう放置してしまっているというのが、一番最悪のパターンで、やっぱ一番対処がしにくいとこだと思うんです。地元としてもね。

それで、地元になれば、やっぱり、そういう縁故のつながりを頼って何とかしてくれよと、草刈りしてくれよとか、もう崩れそうになっておるから壊してくれよということで、ある程度のところは、もう私たちが知らないところで対応はされているし、修理されてきたと思うんですけども、もう地元では、どうにも対応ができないもの、それがやっぱり問題化してきていると思うので、やっぱりその調査というものは、少し細かくやって、特にその点について、地元の聞き取りなりというのをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。まあ、当然、されると思いますが。

で、もう 1 点、今度、制度づくりの話なんですけれども、これは当然、いろいろ検討された上で、その制度の柱をどこに持っていくかということになるんですが、午前中の井上議員の質問の中にも二つ出てきたように、ちょっと制度的に僕が誤解していたら、指摘をしていただきたいんですけども、一つは、老朽空き家、空き家の適正管理に関するルールづくり。それともう一つは、危険性を伴う空き家の除去の援助を目的としたルールづくりですね。この二つを合わせてつくっていく必要が、当然あるんだろうとは思いますが、そのあたりの考え方については、町長、いかがですか。

議長 (西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵途典章君) 先ほども答弁させていただいたとおりですね、まずは、そうした危険な空き家になる前に、適正に管理していただく、そういう危険な空き家を増やさないということが、第一に必要だと思います。

そのために一つの指針として適正な管理を促す、所有者にさせていただく、そういうある程度の強制力を持つか持たんか別にしてですね、なかなか強制力を持つことは非常に難しいと思うんですけども、町としての姿勢というもの。行政としての姿勢というものを出すことが必要かと思います。

それと、先ほど、次の、どんどんと建物も当然、老朽化して行って、危険が出てくる。

これに対して、なかなか所有者の方もですね、経済的に、それに対処できないというようなことに対して、行政的に、これを支援をするということで解決をします。だから、今回、県が出されたような、こういう助成制度ですね、それと、一体、それを受けたですね、町の規則、また条例、こういうものをつくると。おっしゃるとおり、二本立てになることが、正しい、この方向だというふうに思います。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

1 例を挙げて恐縮なんですけれども、こういうふうなものを最優先してほしいということで、1 例のケースを申し上げます。

井上議員が紹介したケースなんかも同じような内容になるかなと思うんですけども、集落の中に、当然、老朽空き家としてあります。で、その3面を里道、もしくは町道で囲んでいます。で、町道と言っても3級で幅員が2メートル以下です。

で、その建物が、もう右か左か、明らかにどちらかにこう、中に倒れずに外に倒れるだろうというふうな状況になっています。

で、1メートル20の里道を挟んだ横に、他の所有者の倉庫、住居があるわけですね。

これを、当然、隣接する所有者、地元の自治会も、これ弱ったもんやなというふうに見ていて、当然、所有者であろう相続人、被相続人ですか、相続人ですねの方に連絡をとっても、もう、それは要らないんやと、もう放棄するから、好きにしてもらったらいいなというふうなことで、ほとんど音信不通というふうな状況ですよ。こういうやつを、何とか救う、特別措置とは言いませんけど、まず、そういうものが支援できるいうんですか、救済できる制度と言うのをね、ちょっと早急につくっていただきたいなど。

これは、個人的に、そこの家がついていうんじゃないしに、きっとほかにもあると思うんですよ。

もう、地元で十分にやってきたけども、もう仕方がない。もう手のつけようがないんやと。後は崩れて落ちて、道に落ちるん待つだけやと。道に落ちたら役場か県がのけるやろうと。

でも、その時には、隣の住家にも引っかかって被害が及ぶ。で、それが人が歩いていたら、どうなるんやとかいうふうな、まあまあ、別に妄想じゃないしに、想定の話なんですけど、やっぱり、そういうものが増えてきているんじゃないかなということで、ぜひ、制度づくりの時には、本当に、特別措置的な部分も、少し配慮できるような制度が必要じゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） そこが一番難しくて、県の制度でもですね、先ほども申しましたけども、今これ、対象とする危険を伴う、そういう、その老朽空き家ということになっているんですけども、じゃあ、ほとんどがですね、ある意味では危険なことになるわけですね。

じゃあ、全部を対象にして、そうなってくると、所有者の管理、所有者が、本当は管理をしなきゃいけない義務ですね。この部分を放棄されてしまうとですね、本当にこう、逆に行政が成り立たなくなってしまうということになるわけです。

それで、ほとんどがですね、これ3分の1でできるという、非常に、この対象、認定をすればですね、これまでと比べたら、所有者の経済負担というのは、本当に軽減されるんですけども、これを、一部の方にだけという形になった時に、また不公平になってきますよね。

ですから、これ、今度の3月に県がこういうもの出たということ、初めて見てですね、これが、じゃあ、制度を、これ実際に町としてした時に、一番そこが一番悩みだなど。難しいところだなどというのは、直観で感じたわけですけども。

地域においても、これまでも、そこがあるんで、ほとんどの方が、どうにでもしてくれと。別に、それを触っちゃいけないとかね、自分のものだから、一切手をつけるなというような、そんな方は、いらっしやいません。でも、もう自分は住まないし、そこは、私、そんな経済的にも、それを除却するような余裕ありませんと。じゃあ、放っておいてくださいというような回答なんですよ。

だから、そういう個人の権利と同時に、一つの大きな管理しなきゃいけない義務を全部受けるというところができるかどうか。

そこには、何か、片方には制裁措置というんですか、ペナルティーというものがね、一方に、この管理の上でですね、つけられるかどうか。それが、相まって、制度というのは、運用していくということになるのかと、つくっていく、考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いますけどもね。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

この内容については、言われるように、県だけではなく、国のほうも大きな取り組みを始めようとしていると思うんです。

で、先般、県の取り組みが神戸新聞に掲載された前後に、やっぱ国の方向も、ちょっと一部新聞で出てました。国の方向性示すこと自身が、今、求められているというようなことも含めて、多分、具体的には、この年末までに国のほうは方針を示すというような、何か位置づけがされているみたいなんで、それ、ちょうど、税制改正の時期に相まって、結局、国においては、固定資産税ですね、ああいうようなものとの関連性で、こうしたものに対応するというような手段を取られようとしているみたいで、その動向も見ながら、本当に早急な対応を、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それに対して、早急な対応するというので、答弁をされていますので、それ以上のことは申し上げません。

で、この項目についての質問を終わらせていただきます。

2 点目の木質バイオマスの産業化に向けての質問に入らせていただきます。

林業再生に向けた森林資源活用化計画調査も順調に進んでいると思いますが、新年度に向けて具体的な事業取り組みのための予算も必要となってきます。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、森林資源活用化計画調査の進行状況について。

2 点目、赤穂に予定されている木質バイオマス発電所に対する燃料供給体制についての具体的な協議は進められているのか。

3 点目、林業資源活用に関連する新年度の新たな取組は考えられているのか。

以上、3 点、質問させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の木質バイオマスの産業化に向けてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の佐用町森林資源活用計画策定業務につきましては、素材生産や製材所を営む方を中心とした10名の委員により計画策定委員会を、これまで4回開催し、林業や森林における課題の洗い出しを行ってきたところであります。また、委員以外で林業や木材に携わっておられる住民の方にも、個別にヒアリングを実施させていただき、森林や林業における課題の明確化に努めてまいりました。現在は、最終の計画の取りまとめを行っているところであり、間もなく、報告書の提出ができると思いますので、年度をまたいで来年度になると思いますけれども、その成果については、報告書ができ次第、ご報告をさせていただきますと考えております。

次に、2点目の赤穂に建設中の木質バイオマス発電所への燃料供給体制でございますが、先の大下議員からのご質問にもお答えさせていただきましたとおり、残念ながら、未だに具体的な最終の協議ができてない状況でございます。

ただ、赤穂の発電所におきましては、もう来年1月からの本格稼働ということが設定をされておりまして、木材の出荷についても、来年度、早々から出荷をしてほしいという依頼もあるというふうに聞いております。

そういうことで、間もなく出荷を見据えた搬出体制の整備等準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の森林資源の活用に関する新年度の新たな取り組みでございますが、1点目のご質問の中でお答えをさせていただきましたとおり、現在、森林資源活用計画の策定に取り組んでいる途中であるため、当初予算に新たな取り組みを計上させていただくことはできておりませんが、森林組合におきまして4月からの職員体制の強化、また、森林組合においても、今後、機械化を進めて、森林組合の作業能力、また、効率化を図っていくために、機材の導入に向けた国への補助申請を既に行っているところであります。

特に木質バイオマス燃料への木材供給は、先ほど答弁させていただいたとおり急務であるために、今後、必要になれば、補正予算等によって、予算上の対応をさせていただくことになる可能性もございますので、その節には、ご理解とご協力をよろしく願いをしたいと思います。

以上、この場での簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。後、関連質問の中で、また、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。

まず、答弁いただいた中で、再確認というか、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の、この計画調査のほうですね、これについては、概ね年度末に向けて、その計画なり報告の取りまとめを行っているということなんですけれども、最終的には、その計画書、今、野村総研が手掛けている計画書、とりまとめというのは、広い意味での

総合計画みたいな形でのまとめになって、それに追随する、付随する実施計画、具体的な事業は、こういうふうに、いついつまでに必要ですとか、やりましょうねとかいう実施計画というものも含んだものなのか。それとも、根本的な総合計画みたいな形での報告書というんですか、計画書になるんでしょうか。どちらでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この計画につきましては、時間的にも、かなり短期間でやっておりますし、内容的にですね、幅広い形になります。

現在の森林資源の佐用町における状況、また、今後、どういう方向で、これを活用して行くのかとかですね、そういう意味で、今、議員おっしゃるとおり、計画の状況、中身としては、総合計画に類したものになっていこうかと思えます。

それをもとにですね、今後、計画、実施計画、個々の実施計画というものを、また、つくっていかなきゃなりませんし、方向として、こういう状況、計画をつくっていくことによって、その方向を、同じ方向で、いろんな個々の計画を総合的に進めていくと、そのもとになるということで、考えていただけたらと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） まあ、今現在、作業中なんで、あまり詳しい内容までは、お答えをいただけないかなと思うんですけども、いわゆる総合計画的な計画づくりの中にも、例えばその、これまで町のほうが、ある程度イメージとして事業化をもっていた、25 年度ですね、その森林・山村多面的機能発揮対策に関連して、当然、ナビ的なものでしょうけれども、いろんな個別事業の協議を農林振興なり、佐用町のほうでされていますよね。

例えば、その造林事業を、こういうふうに変えていくとか、それから施業体制の見直しとか、運搬費補助とか、それから中間土場整備事業なんか、こうしたものも、ある程度、これまでの佐用町の意味というんですか、そういうようなものも含めた形での報告書づくりというのが、当然、意見反映されて進められているということで、理解してよろしいか。

〔町長「ちょっと、担当課長のほうに」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、おっしゃいました、その中間土場も含めたような形での搬出体制、これも検討課題として行っております、そういうものが反映された報告書が出てくるものと思います。

もう1点、この報告書の中に出てくるのの大きなものがございまして、前にもお話しましたように、GISという、いわゆる、その航空写真等と合わせた、今、持っております、うちのほうでも持っておりますですね森林簿、それから災害のハザードマップ、それから、もう1点、大きなものとしましては、保安林ですね。こういったものを全部、ある程度、その中に、まだまだ、林道等も入って来るわけですけども、そういったものを網羅した

形での、いわゆる、その画面上で、状況が把握できるようなもの。これも、備えましたものを、もう1点はつくっていただいております。

ですから、それをベースにして、今後、新しい計画をつくる時には、できるだけ、分かりやすい形で、地域に持って出ささせていただくと、そういったものを見ながらですね、こういったところには、こういったものがございますよとか、そういった林班単位の話ができるようなものを入れていきたいと思っております。

ただ、佐用町の場合、地籍調査が全体的には進んでおりませんので、地籍調査ができました地域につきましては、地籍調査が完了したデータも取り込んだという、そういったものをつくろうということで、今、最終的な詰めをしております。これが上がってきますのが、予定では3月の27日ぐらいになるんじゃないかと思っておるんですけども、まだ、今のところは、最終的な日程調整ができておりませんので、そういった予定では進めております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

ちょっと、関連で、少し飛ぶんですけども、そのGISを利用した、その何ですか、森林全体の計画づくり、計画利用図みたいなものですね、これに関連してなんですけれども、結局、そういうようなものが、森林経営計画なんかの作成に、非常に優位に働くというんですか、便利、利便性が高まるというふうに理解をしているんですけども、で、その関連で、森林経営計画の関係ですね、26年度にも新たな事業の取り組みというのは、現行では、新しいものは入れずに補正なんかで対応をしていくというような答弁だったんですけども、今現在、その予算の中で出ているのが、間伐事業なんかの、非常に面積を広くして、100ヘクタールですか、奥海、それから皆田なんかも含めた規模での100ヘクタールは、ほぼ予算的には倍ぐらいになっていたかなと思うんです。

と、もう1点は、その言われている森林経営計画、これの策定についての交付金を利用したの策定ですね、で、これも従来、290万円ほどの予算のやつを1,000万円ほどにして、非常に森林経営計画に対する樹立の積極性を示していると思うんですけども、やっぱり森林経営計画から言えば、この25年度も相当数のところができるだろうという見込みで思っていたんですけども、やっぱり、この25年度の実績については、非常に上がっていないというふうにお聞きをしているんですが、実際、経営計画の樹立というのが、24年度で、ほぼ進まないやということで、岡本議員なんか、いろいろと一般質問にも挙げられましたよね。

それで、25年度の取り組みとして、ちょっとまだ、取り組みが薄かったのか、実績が上がっていないような気がするんですけども、そのあたりは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 25年度、まだ、地域にですね、出て行って、個人所有のものを、大部分のものをまとめながらですね、計画地域、林班、計画をつくっていくということまではできてないんですね。

ただ、やはり、この作業、間伐なり、搬出間伐、これを作業量を確保していくためにもですね、早急にこれを認定をしていかなきゃいけないということで、みどり公社でありますとか、また、森林組合が、これまである程度、手がけてきて、まとまった、かなりの広い範囲のですね、大きな森林、山ですね、そういうところを中心にですね、できるところを認定をしたということで、5カ所をやっております。

だから、そういう意味で、一つ一つの植林された山なりが、かなりの面積を持っておりますので、面積的には、今の計画で 900 ヘクタールぐらいの計画に上がってきておりますのでね、ここ当面、1年、2年の作業においては、それは確保できていくということになるろうかと思えます。

ただ、これから、ずっと計画的に続けていくためにはですね、個人所有の1筆1筆の山は小さいんですけども、まとめた、その地域で計画をつくっていかなくちゃいけない。このことをですね、これから取り組んでいくには、相当、これまでのような形では、簡単には計画づくり、また、認定ができないということなんで、これからが大変だと思います。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） 多分、最初にお伺いしました、その森林資源の活用化計画の調査の中でも明らかなように、やっぱり町内の中で、いわゆる、その針葉樹ですね、人工林、このあたりというのは、多分、人工林率は 20 パーセントぐらいじゃないですかね。ちょっと、間違っていたら、また、ご指摘いただきたいんですけども、要は、広葉樹林、雑木が7割から8割は、僕あると思うんですよ。

結局、そういうところというのは、非常に面積規模も小さいものが、たくさん寄り集まっている。要は、その今、町長、答弁されたように、そこを広域にエリアくくっての経営計画というのの同意が非常に取りにくい、事務的な作業量も含めて、だと思えます。

で、この 24 年度から 25 年度については、900 ヘクタールの経営計画ができた。これはまあ、当然、公社造林なんかも、まとまった1団地大きいところをエリアくくりしているんで、面積確保はできていると思うんですけども、言われているとおり、これから先、山にずっと人を入れていって、木を整理していく、そのためには経営計画が必要です、そうなれば、次々と、経営計画は樹立していってエリアくくっておかないと入れなくなるというのがあると思うんですよ。

で、その経営計画を、今言ったような、針葉樹林、大規模な針葉樹林じゃなしに、いわゆるその雑木林ですね、こうしたところをくくっていくのに、今と同じやり方で、所有者について、それぞれ同意を、ずっと取っていくということは、非常に困難でしょうし、時間もかかる。あるいは、そのエリア自身をくくることも、非常に地籍なんかやられてないところについては、困難性が高いし、時間を要するんじゃないかなと思うんですけども、これ、そのどんなんでしょうね。何かこう、例えばですけどもね、その自治会のほうの同意でもって、経営計画が樹立できる、作成できるというような、そういうふうな手法というのは、特例的には何かないんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） なかなか全員の方というのはですね、これ、説明する方、こちらに全部おられるわけではない。遠くにも、いろいろと、まあ言うたら、町外に出られる方も非常に多いですね。そういう方に、一人一人同意書をいただいていくというのは、なかなか時間的にも非常に難しいところがあります。

それから、人工林と、昔からの自然林ですね、この中で、どちらも個人の所有者の中で、いろいろと考え方があると思うんですけれども、特に、今まで植林されてきて、非常に熱心に、きちっと管理をされてきた方、そういう方にとっては、非常にまあ、大事な山ですよ。これを一律に、そういう計画の中でね、間伐にしても、ほとんど素材として、十分使える、そういう年輪になっているんですけれども、間伐をどんどんしていく。結局、これまでの間伐とは違って、材としていい物も、素材としていい物も間伐、切っていかなくちゃいけませんので、こういうことに、まず、皆が理解、そういう方が理解していただけるかということもあろうかと思えます。

なかなか、そこらの制度として、一部の方が同意されなくても、法的に、一つの網としてかぶせて、できるところだけでやればよいということになれば、一番、進め方としては、早いんですけれども、それができるかどうか。

担当者、課長、どういう見解持ってますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今までにはちょっとなかった制度がですね、平成 26 年度に森林の関係で、地域活性化支援交付金というような形が、新たにできようとしております。これを活用しますと、今、おっしゃいましたような形で、当然、山の境界等がはっきりしていないとか、そういったことに対する支援が、経費としてですね、国のほうからいただけるというような扱いになっております。

これも、まだ、確定したお話ではございませんが、この植林地だけではなくて、天然林ですね、こういったものも含めた、画期的な管理が必要ということになってくるので、そういったことも検討をしておるといような、国からの、そういった通知もいただいておりますので、このへんが、もう少し、はっきりして動き出しますと、そういった経費を、うまく活用させていただきながら、地域に出て行ってですね、周りの方との調整をしていきたいと思えます。

ただ、全体の中で、やはりやることは、境界を明らかにしていくということが、一番肝心でございまして、よく私も職場で言うんですけれども、一旦、山の木切ったら、もう戻しませんよと。ですから、後で訴訟を起こされた場合、とてもじゃないけど、耐えられんぞということをお話するんですけれども、やはり、このところだけは、ご理解をいただきながら、同意をいただくと。ここが、一番、避けて通れない大事なところですので、慎重に森林組合とも、今後、協力しながらやっていくということでの扱いを、町長とも、お話ししながら、今、進めているところでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） 何もね、施業の予定がないところの経営計画を急げというような話

じゃなしに、やはり、いろんな事業展開していく中で、経営計画を受けているとすると、受けていないところというのは、大きく差が出てきますので、それを前提にしたお話なんで、本当にでき得ることなら、その山を整備していくのに森林経営計画というのが必要なんですという話自身を、やっぱり各自治会にね、まずおろしていくこと。

で、僕は、去年から1年半、自治会の役員を、ずっとして、やっぱり、そういう話って一切ないんですよ。集落のほうには。幸い、例えば、私の自治会であれば、もう既に地籍も終わっている。で、山の境界も明確になっている。で、その中で、間伐が必要などころの山もある。にもかかわらず、森林組合等からの働きかけなり、呼びかけがないというのは、これはやっぱり、もうちょっと、そこらへんの姿勢を、まあまあ、公社なんかを中心にして、大きなところから施業地を確保していくという姿勢も分かるんですけども、やっぱり、こういうふうなものが必要やという、制度的なものは、少しでも早く地域の皆さんにお知らせをして、その時には、協力していただけるような、そういうふうな啓発的な意味も込めて、やっぱり、そういう森林組合の動きというのは必要じゃないかなというふうに思います。

これは、あくまで町長に対する一般質問の時間ですから、森林組合のことについては、ちょっと後段、別の方がやられると思うので、私のほうは、ここで打ち切ります。

で、2点目の日本海水、あっ、失礼しました、赤穂に予定されている木質バイオマス発電所に対する燃料供給の体制についての再質問に入らせていただきます。

先ほど、答弁があったように、大下議員の質問にも答えられてましたけれども、具体的には、まだやということでの答弁で聞きました。

で、まあ、と言いながら、来年の1月から既にボイラーが稼働しようとしていて、少なくとも26年には、ある程度の搬出体制というのの要請が来るだろうというふうな答弁だったというふうに思います。

で、私なりに、この関連で言えば、もう既に7回目、何とか10回シリーズでと思ったんですけども、今日が最後なんで、本当に不完全燃焼でね、ボイラーとしてどうなんやというような問題もあるんですけども、今日で終わらなければいけないんです。

で、まあ、なるべく今まで積み上げてきた、いろんな私なりの調査に基づいて、最後ちょっとお願いというんですか、確認なり要望をさせていただきたいんですが、今日、事前に、議長のほうにおことわりをして、この一般質問の参考資料ということで、今、皆様のお手元のほうに資料を配付させていただいてます。

これちょっと、分かり辛い図になってしまっていて申し訳なかったんですけども、昨日、急きょつくりましたもので、入っている名称とか金額、これ、私が今現在想定しているといえますか、いろいろ見聞きした関係で、こういうふうな形になっているんじゃないですかということを書いてあるものなので、そういうふうな見方で理解をしていただきたいと思います。

少し、表の中で、ちょっと誤解を招くところがありますので、そこだけ先に説明をさせていただきます。

表の中断部分に左側から、水色のとこですね、中間貯木場。それから、その右に行って、市況。それから、その右に行って市場と書いていますけれども、この市場というのは、場所としての市場です。この周辺にある木材市場のことです。場所です。

で、その真ん中にある市況というのが、通常、その木材が取り引きされる場所というふうに理解をしてください。

で、現行、赤穂のほうの木質バイオマスの燃料供給については、自社で半分行くと。で、残りの半分について、県森連なりとの協議が2年前から始まっているわけなんですけども、ここにきて県森連、あるいは公社も入ってですけども、いい意味も込めて、県森連なり公

社のほうは、軸足が生野のほうの発電所のほうに向いている気がします。私個人的には。

で、じゃあ、赤穂のほうはどうなのって言うたら、元々の企業と県森連との約束事、紳士協定で、それについては県は半分見ますよという話は、そのまま残っていると思うんですけども、やっぱりその供給体制が、いよいよここになって煮詰まりかけてきて、こんな形で、今、進んでいるんじゃないかなということだと思っています。

で、これ、私なりの調査の結果なんで、違っていたら、また、ご指摘をいただきたいんですけども、結局、宍粟あるいは岡山県からもそうですけども、この佐用からの燃料になる木が伐採され搬出される。素材業者から。で、それを宍粟のほうの、この場所に、今、集めようとしている。

で、その、その場所で、ある程度の選別をして一般の建築用材として出せるもの。それから、加工して、チップとして燃料供給するために加工所に回されるもの。この加工所というのが、もしかしたらたつのほうの加工所じゃないかなというふうに思います。

で、さらに、直接この、土場というんですか市場、選別して、さらに言えば、人工乾燥じゃなしに自然乾燥させて、含水率が 45 パーセント以下で、一応、燃料として対応できるものについては、直接、この発電施設のほうに持っていくと。

それで、発電施設においては、当然、自社部分の供給、燃料確保分がありますんで、多分ここに、ボイラーの、チップの加工の保管施設、要は、チップ工場の小さいやつができるだろうというふうなことで考えられているようですね。

で、これ重要なことは、重要なことと言うんか、これだけで一応、搬出ルートはできるんですけども、想定されている値段も、ちょっと参考に書いています。

実際に、山から、この土場に行く時、これ 6,700 円ぐらいで想定されているんじゃないかと思う。

それから、山から含水率関係なしに、直接、発電施設の加工施設に持ち込まれるもの、だったら 7,500 円。

それで、この土場から、ある程度の自然乾燥やって含水率下げたもので、製品価値が高いものについては、1万 150 円というふうな金額が想定されようとしているんじゃないかと思う。

まあ、これについては、逆に言えば、①番、一番下のところに書いてますけれども、製品燃料としての想定値、これ林野庁、あるいは環境省なんかシミュレーションした時の一番最初のトン当たりの、売電者が燃料として供給する 1万 2,000 円という金額、これから逆算すると、だいたい今言った金額っていうのは、それぞれ妥当性があるんですよ。

結局、山もとに対して、6,700 円。これ、7,000 円ぐらいかなと思っていますんですけども、6,700 円ということで、まあまあ、ほんまに今の現状からしたら、この流通ルートというのが、この西播磨、そして赤穂にできるボイラーへ供給する一番手早い体制かなということだと思っています。

で、私が申し上げたいのは、現状のこの想定でいけば、じゃあ、佐用町にとって何がメリットがあるんやと。実際には、佐用の山、自然林、人工林、それから里山林から、素材業者なり個人が切り出して、宍粟まで持っていく、あるいは持って行ってもら。そこには、当然、就業者が、地元の山ですから就業者があって収益が上がる。

しかし、それ以外のところの収益、就業って、佐用町に全く関係ないんですよ。これでは、僕は、ちょっとだめだと思うし、まあまあ、この 26 年から物が動き出すといった時に、じゃあ、これをひっくり返せということも無理かも分かりませんが、そこで、え見ていただきたいのが、その表の左半分のところですよ。

で、流れ的には、木材市場が中間貯木場が変わったぐらいなんですけども、結局、これを佐用町で稼働させることによって、当然、加工施設も使えるようなものがありますし、独

自分で立ち上げてもいいと思うんですけれども、この水色で動く矢印のどこ、ほぼ全てにおいて新しい就業と収益が生まれる。いわゆる経済効果が生まれるわけで、やっぱり理想とすれば、この流れ。

で、最終的に、発電施設に供給するチップは1万 2,000 円。これは想定値で変わらないと思うんですけれども、逆にこれをさかのぼっていけば、当然、この佐用町内にある施設、あるいは貯木場で、あるいは、その山からということで、距離的なものも考えれば、当然、配送コストが安いですし、中間貯木場と加工施設なんかを併設することによって、うまく連動させると、そこらへんの物の移送のコストも下がってきます。

となれば、逆に、戻って行ったら、この貯木場から山に帰っていく矢印のところで、実粟とかたつのなんか持って行きよったら、6,700 円なんやけども、山もとにもっと返せる可能性というのが非常に高いと思うんですよね。7,000 円、8,000 円。結局、間のコストが圧縮されるわけですから。

で、この表の左側、ぜひ、これをイメージしてということで、前回の時も、そのイメージ図を、僕、示してお話をさせていただきました。で、多分、町長も、同じことを考えていらっしゃるんだろうと思うんですけれども、これに向けた取り組みについて、26 年度、どういうふうな、今、お考えでいらっしゃるのか。その点について、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 短い時間に、きちっとまとめてですね、これを今、こうしてお答えさせていただくことは、私も、ちょっと難しいかもしれません。

ただ、こうして石堂議員のほうで、ある程度、流れをまとめていただいておりますので、ある意味では、これに沿ってですね、私の考えなりを答弁させていただきたいと思っておりますけれども。

どちらにしても、まず、この山もとですね、ここに、やはり幾ら還元できるのか。これが、先ほどの話出てきた、その森林計画、山主が参加していただけるかどうか、そこにも大きな影響があるわけです。それには、やはり単価、幾らで、この引き取ってくれるのか。幾らで、その売れるのかということなんですね。

で、ここで今、一つ出している、だいたい今は 6,700 円とか、原材料ですね、そして、含水率が 45 パーセント以下にして、市場から 1万 150 円ぐらいでというように、この値段的には、私らも、県森連のほうで、だいたいこれぐらいじゃないかということでは、聞いています。

ただ、ここで、非常に私が、県森連でも、この間、話させていただいたんですけれども、この市場に出すにしても、貯木場にしても、特に、貯木場というのは、どちら管理して、市場のような手数料という形が、同じだけかかるわけじゃないんですけれども、ただ、右側の市場、これは山崎の市場を想定してあるんですね。で、そこでの手数料ですね、それが、どこに負担がかかってくるのか。

それと、もっと根本な話なんですけれども、今、県森連で交渉しておられるのは、トン幾らなんですね。トンで 6,700 円なんです。そうすると、立米換算、木材の、今、取り引きというのは、基本的に全部立米で取り引きしているわけです。

そうすると、トンと立米が同じならいいんですけれども、ここに杉なんかになると、やっぱり 2割ぐらいの差が出てきているんですね。

で、そうすると、6,700 円がトンであると、立米換算すると、これが 2割減ると、これ

が 5,500 円ぐらいになってしまうんですね。ここで。

そして、市場でのですね、この選別をしたり、市場で荷卸しをして出荷する。この市場の手数料というのが、今、私とかが素材出して、素材の市場手数料というのが、だいたい立米 1,500 円ぐらいかかっているんですね。

それで、その分を差し引くと、これ 4,000 円ほどになってしまうんですね。

そしてまだ、ここに運賃が要るんですね。そうすると、これで、じゃあ引きあっていくかどうか。採算が取れるかどうか。

それと、今、素材として出している、一応精算書なんか、私、森林組合から取り寄せてですね、見ますと、だいたい今でも、これ滝谷でですね、森林組合が受けて、今、やっているんですけども、それ、素材として 1,600 万円ぐらいの売り上げしているんですけども、実際に補助金、いろいろと間伐補助金とか、いろいろとして、500 万円ぐらいの補助金を受けた上で、その石井財産区に返せるのが 80 万円ぐらいになってしまうんです。作業料とか、いろいろな作業賃とか、いろいろなもの入れるとね。

こういうことで、やはり、どうしても、相当、その今、公的な支援というものが受けられるような、まずは森林計画によって認定を受けて間伐補助金、そういう作業道の補助金、そういうものを、まず、受けることが前提です。

そうした中で、素材としていい物。建材、用材として使える物は用材として、まず、出す。そして、その今、言われるように、今まで山で廃棄処分みたいな形になっていたものを、まず、それだけ何とか、再三が合う値段で出していく。

それには、石堂議員言われるように、市場へ持って行ったんでは合わない。だから、その町内で、直接出せるように、まず、考えていくということは、これは必要だと、私も思っています。

ただ、加工場を、町がつくるということは、これはちょっと、また、大きな経費がかかります。だから、佐用町においては、既にある民間業者の協力なら、協力いただいて、そこに搬出をすることによって、市場経費とかね、そういうものを何とか、これをなくしていかないと、引き合わないだろうと思っています。

時間が、もうあんまりないんで、

議長（西岡 正君） 2分、2分になりました。

町長（庵途典章君） また、詳しくは、それぞれ、また、いろいろと教えていただいたり、私どもも協議をして、いろいろ議論していきたいと思っておりますので、最後、そちらへ時間返します。

議長（西岡 正君） あと1分ほどですが。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基議員。

1 番（石堂 基君） いや、これまでも議論をねさせていただいておりますので、本当に思うところは一緒だと思いますし、また、誰が聞いても、どの議員が聞いても同じことだと思うんです。

だから、この資料半分に折っていただいて、右側のほうは、もうないものにして、この左側のほうに向かってね、この具体的な今後の計画づくり、実施計画づくりというものに

進んでいただきたいと。

それに必要な新規の事業、26年度補正でもというふうに言われて、また、その時にはお願いしますと言われましたが、残念ながら、私、この26年度ね、また、この場に立てるかどうかっていう保障は全くありませんので、それは、また、次の議会の時に、全議員の方に、町長のほうからお願いされればいいのかというふうに思います。

いずれにしても、これまで議論を重ねていく中で、重要なことは、やはり町の姿勢と森林組合の体制だと思うんです。

森林組合の体制についてはね、また、後段、岡本議員のほうから、一般質問で予定されていますので、それに私のほうは委ねたいと思います。

本当に長い間、ありがとうございました。終わります。

議長（西岡 正君） 石堂 基議員の発言は終わりました。

続いて、12番、岡本安夫議員の発言を許可します。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） それでは、失礼します。12番議席の岡本です。

私は、この度、2件の質問をいたします。

まず、この場でですね、森林経営計画の推進体制はについて、質問いたします。

林業再生プランにより、森林経営計画の策定が急がれています。

佐用町は約3万ヘクタールであります。そのうち、山林が80パーセントとして約2万4,000ヘクタールを山林が占めています。また、植林された杉、ヒノキが、その2分の1として約1万2,000ヘクタールとされている。その多くが伐採時期を迎えようとしている。

近年、再生可能エネルギーなど、木質バイオマス発電の相次ぐ建設が計画され、その燃料としての材木を計画的に供給する必要が出てきました。本町も、森林組合が主体となり、取り組まれようとしてされています。今が林業にとっては追い風であるとも言われています。この点については、町長のこれまでの発言から本気でやられようとしていることは、十分、承知しております。

そこで質問ですが、当然、森林経営計画を立てるためには、まず、所有者の了解を得ることが肝心であります。集落説明会などをどのような体制でされますか。ちなみに美作東備森林組合では、森林組合の職員と役場の職員が一緒に出向いてやっておられますが、本町ではどうですか。

基本的には、所有者からは一切負担金は取らないで、むしろ利益を還元するようにされるでしょうが、この点について、どう考えておられますか。

この事業、すなわち森林経営計画の範囲に含まれたところに作業道をつくりますが、例えば、既設の進入路が災害などで荒れている箇所でも復旧と兼ねて作業道はできるのか。また、そこが一部3級町道でも負担金なしでできるのか。

強い林業にするために、森林組合の強化が必要と思いますが、人的支援を含めどのような構想を持っておられますか。

予算委員会とか、これまでの同僚議員からの質問で重なる部分もあると思いますが、よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、森林経営計画の推進体制ということで、先ほどの石堂議員からのご質問にもお答えさせていただきましたけれども、非常に、今の喫緊の重要な課題でございます。それぞれ、いろんな、また、ご意見なりご示唆もいただければと思います。

それでは、まず、この場での答弁をさせていただきます。

まず、1点目の森林経営計画の推進方針でございますが、議員のおっしゃるとおり、行政職員と森林組合職員とが一緒になって推進していくことが必要と考えております。現在までに、25年度で認定した計画は5カ所ございますが、それらは、みどり公社なり町の森林組合のほうで策定を行ったものであり、町行政、農林振興課の職員は、直接は関与はしておりません。

ただ、今後、間伐をはじめとする森林整備の促進のためには、計画地の拡大が、当然、不可欠であり、そのために、自治会を中心とする単位で説明会等も行っていく必要があると考えております。森林所有者の方に安心して計画に参加していただくためにも、町行政と森林組合が一緒になって、この計画を推進する必要があると考えております。

次に、2点目でございますが、森林所有者の方に森林経営計画に賛同いただくためには、これまでの災害防止などの公益的機能の維持増進への協力をお願いするだけでは、限界があると思います。また、森林は、現在の姿になるまでの間、所有者のみなさんによる非常に長年にわたる並々ならない努力によって、保育、育成をされてきた結果の貴重な財産であります。いくら間伐とはいえ、優良な材も多くありますので、搬出間伐の実施により、搬出した材を販売し、所有者の方に還元することが基本になると考えております。しかし、昨今の木材価格の低迷により、相当な補助金を投入しているにもかかわらず、場合によっては、利益を還元できないケースも出ているのが現実でございます。そこで、少しでも所有者に利益を還元できるように、流通ルートの見直しや効率的な集荷体制の確立等、これに努めていかなければならないというふうに思っております。

次に3点目の作業道の改良に関するご質問でございますが、森林経営計画の策定に向けた条件整備という位置づけで、既存路線の簡易な改良に対して1ヘクタール当たり5,000円から1万円の支援制度が平成26年度より施行されます。支援の単価は十分とは言えませんが、場合によっては町単独林内路網整備事業との併用で対応をしてみたいと考えております。また、間伐等施業の実施のために必要となる作業道の開設は、従来からの補助事業を活用していきたいと思っております。

なお、改良を必要とする箇所が町道の場合は、これらの事業の対象とはなりませんので、佐用町道路の管理等に関する条例に基づき、今の条例では地元負担が必要となりますが、森林経営計画の認定を受け、かつ森林施業のために必要不可欠である場合には、公益的機能の増進のため、その負担の軽減を検討をしてみたいと考えております。

次に、4点目の森林組合の強化についてでございますが、これまで申し上げてきましたとおり、まず、この4月から職員の人的な強化を行っていきたいと考えております。ただ、これは、森林組合の人事に関することですので、既に、組合理事会において、職員体制の強化について承認をいただいておりますので、新年度4月から段階的に取り組んでいく所存でございます。

さらに、行政からの人的支援は行うことはできませんが、先ほど申し上げましたとおり、森林経営計画の策定促進では行政職員と組合職員が一体となって推進をしてみたいと考えております。また、それ以外の森林整備をはじめとする森林の再生に関しましても同様に、町行政としても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、昨日の石黒議員からのご質問でもお答えさせていただきましたとおり、森林組合におきまして、森林組合の作業能力、効率化を図るために集材運搬車などの機材を導入する必要があると判断をいたしまして、現在、国、林野庁のほうに購入補助を受けるための申請をいたしております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） ちょっと、基本的なことなんですけども、私その、山林が約 2 万 4,000 ヘクで、その半分が植林って、これちょっと適当に、担当者と、ちょっと話したら、これぐらいかなということだったんで、この数字は、どうなん。だいたい、こんなもん。ちょっと、間違ってますか。まず、そこを。

〔「間違えとら。絶対」と呼ぶ者あり〕

12 番（岡本安夫君） 間違えとう。どれぐらいなんかな。実際。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 山林面積 3 万ヘクタール、だいたい後、

〔「面積違うで」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） はっ？

〔「町、（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

〔岡本安君「町が 3 万ヘクやね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。

〔岡本安君「はい、はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 3 万。

そのうち、山林面積が 2 万 4,000 です。300 平方キロですから。それは、まあ、いい。植林率につきましては、だいたい今、半分ぐらいというふうに言われおります。課長、それぐらいですね。

農林振興課長（茅原 武君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、奥のほうに行きましたら、植林率 80 パーセント、90 パーセ

ントいうところもあるわけですが、はい。

[岡本安君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） すいません。先ほど、石堂議員が、何か2割とか何か言っていたんで、ちょっとあれしたんですけど、この数字はまあ、ともかくといたしまして、次の質問に入りたいと思います。

まず、確認ですけども、まず、契約の推進に自治会、集落に出向いて、職員と一緒にやって、これから、なぜ、経営計画必要だということを含めて推進していかれるということです。

それから、また、当然ですけど、参加された地主、山主からは、負担金は取らないように、むしろ還元したいということ。

それから、また、作業道についても、これまでの制度とか、町単でも、負担金を取らないようにやっていくということです。

さらに、森林組合の支援としては、人的支援とですね、おそらく高性能の林業機械の補助を考えているということなんだろうけど、いわゆるその、これ俗にいう4点セットと言いますよね。ハーベスタ、プロセッサ、グラップル、フォワーダとか、この4点セットを、まず、入れようということなんですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、森林のそうした伐採、搬出というのは、非常に機械化をされて、いろいろな機械が、高性能なものがつくられております。

ただ、高性能なものを使いこなさなければ、これはもう、何もなりませんし、なかなか、これを使いこなすためにはですね、相当、技術的な習得をしていかないと使えません。

で、今、佐用町の森林組合といたしましては、いっぺんにですね、そういう機材を購入してもですね、佐用町の山の状態もですね、非常に急峻なところで、機械がなかなか使えないところもありますし、作業、その今やっている量もですね、いっぺんに増やすということでもない。

それから、特に、その機械を使える技術者ですね、職員、これが今、講習を受けたりしているんですけども、いっぺんには、そういう指導ができないということで、まず、一番プロセッサとって、木材をこう切って、定尺にしたり、枝を自動的に取り払う。それは、ちょっとまだ、導入は、今回は申請はしておりません。

それよりかは、また、林内ですね、キャタピラですと、いろいろなところを集積して回る運搬車ですね。

それと、また、林道も作業道をつけていかなきゃ、ながら作業をしていかなきゃいけない。だから、いわゆる工事現場で使っておりますコンボというバケットがついている。その先にですね、挟んで木を集積、集める。そういう作業ができる。そういう2点ですね。今、2台を入れて、その後、そういう林道ができて、ある程度、作業面積の大きい集約的な計画ができれば、最終的にはプロセッサなんかを導入していく必要があろうかと思いません。

これは、国の補助で2分の1補助いただけるということですので、その今、一応、2台を、まず導入して、できるだけ機械になれていくといいますかね、技術を習得していきたいと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） ちょっと、細かいこと聞きますけれども、例えばですね、今、搬出間伐ということで、そのまま市場へ出しておられるんでしょうけれども、先ほど、石堂議員のご答弁でも、直に市場に出すんじゃなくて、ストックヤード的なところに置いて、そこである程度、いい物、悪いもの選木しながら出せれるように、いつかはされるんでしょうけれども、その選木のする人いうのか、その目ききですね、これかなり年期がいるというんですかね、そういう人も、これから育成していく必要があるかと思っておりますけど、その点について、どないですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、非常にですね、難しいと思います。

で、今、先ほどの石堂議員が示して、つくっていただいた、そのルートですね、一旦、そういう選木もしなきゃいけないので、そういう市場に出して、そこで選別をして、それによって、あとまた、燃料は燃料として出すという、これは一番簡単で、市場のほうでは、もう、そういう選別の機械もありますし、そういう方もいるわけですね。

ただ、そうすると、先ほどの話のように運賃はかかるし、市場の手数料はかかりますし、で、それでは採算が合わないんですね。

だから、私の、今、イメージとしては、基本的には、そんなに細かいところまでね、木材を見る目がなくても、曲がっていたり、虫が入っていたり、その木の状態見れば、これは用材として使えるか、使えないかというのは、大まかには分けれるんですよ。だから、その大まかで分けたもので、もう悪いものは直接、その中間土場で、例えば、ある程度乾燥させて、直接、搬入をすると。

それから、これ、どっちかなと、用材としても2級品でも使えるかな。いい物は、いい物は分かりますし、そういう物は市場に出して、そこで幾らか、用材として使えないものは、そこで集めて、また、燃料なり、そこのほかの用途に使うという形にしていかないとね、全てを、こういうことやっていたんでは合わないと思います。

で、先ほど、ちょっとお話しましたけれども、今回の、例えば、滝谷でやっている、その現場でもですね、今、杉材が多いんですけども、そこはね。木材、材質もあまりよくなかったと思うんですけども、立米、だいたい 9,000 円から1万円ぐらいなやつ。今の相場ですすよ。

それで、9,000 円から1万円の相場でも、補助金を入れて、なおかつ売り上げが、1,600 万円ぐらいあるわけですけども、市場でのね。

でも、手数料から作業の工賃から、全部運賃から入れていくと、精算すると、80 万円ぐらいしか、約還元できないというね、だから、これが、7,000 円、8,000 円になったら、その分だけでは、もう赤字になってしまうわけですよ。

だから、それだけ厳しい状況なんで、いかに用材としていい物は高く。そして、流通経費を少なくして、作業効率を上げて、その作業の、今、1立米、だいたい9,000円から1万円ぐらいかかるんですよ。普通でやれば。あの作業がですね。それを、下げていくということを考えていかないと、なかなか経営的にですね、やっていけないということになっているわけです。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） そうですね、ある人というか、私ら、その安全講習の研修受けた時にですね、その先生が来られた時に、その人が、約40年前に就職したと。その時、私の初任給は4万円でしたと。今、16万ぐらいかな。でしたと。でも、今、木材の価格は、その時の半分以下になっているというようなことをおっしゃられてました。

いわゆる、その林業の低迷というのは、長期にわたっているということで、いろいろ視点を変えたら、また、例えば、広葉樹のほうが、今、単価高いものがありますよと。御存じのように、あのシイタケの原木なんかですとね、あの1メートルのんが、1本250円というような感じで、そういうやつもあるんですけども、それはさておいてですね、とにかく、その佐用町の山林を何とかしなきゃいけないと。そういうことで、今まででしたら、切り捨て間伐だけで、何とかできていたのが、もう制度が変わることによって、その1ヘクにつき、あれ10立米でしたかね、搬出を伴うと。10立米の搬出すると、もう、1ヘクの切り捨て間伐がついてくるということで、その、たくさん搬出すればするほど、その切り捨て間伐もできるということで、効率のいいところを搬出して、便利の悪いところは切捨てしながら、その山の手入れをしていくということ、そのもし、そういう制度が続けば、繰り返していけるんでしょうけれども、まだまだ、これからね、途についたばかりで、また、そういった本当に、この経営計画自体を、山主さんあるいは、その自治会の人に理解してもらおうということに、本当にこう、いろんなこう、人もいるし、時間もかかるということで、すぐにはできないと思います。

けど、これはやらなきゃいけないということは、町長、十分認識されていると思います。

ここで、ある先だって、町長もご承知のとおり、御存じの方ですけど、美作東備森林組合の組合長さん、元西栗倉の村長の道上さんと、ちょっと話す機会がございましてですね、例の百年の森の事業の背景とか、その今の現状どうなんだというようなことを話しました。この百年の森事業につきましては、以前にも一般質問したこともございました。

また、今回、佐用町では、その同じコンサル入れて計画を立てているということなんですけれども、今現在ですね、西栗倉で、その事業に取り組んでから、約40人ぐらいの人が、新たに林業関係に入ってきたと。入ってきたり、また、帰ってきた子がおるということですね。中には、10人ぐらいの人を雇いながらですね、年収にして1億5,000万ぐらいの事業をやる子も生まれてきたというようなことをおっしゃってました。

その元村長である道上さんがおっしゃるにはですね、一次産品の悲劇と言いますか、農産物にしてもそうなんですけど、その自分で値がつけられないと。これはずっと、あれを受けているわけですね。

例えば、その市場任せと。市場に出して、市場に値段をつけてもらえるということで、例えば、その農産物なんかでも、いわゆる六次産業化いうんですか、そういうことで加工しながらこう、単価を上げていこうというようなことで、いろんな特産物なんかで成功されている例もあるんですけども、そういうような発想の中から、西栗倉、約5,000へ

クあるらしいんですけれども、それを 10 年、約 500 ヘクずつぐらい、10 年ぐらいの単位で 3、4 回やっていったら、ちょうど今、50、60 年の木だから、ちょうど 100 年になって、1 ヘクに 100 本以下の（聴取不能）になって、そこまでやりたいんだというようなことからですね、とにかく、その西栗倉の木を、直接市場に出したくないんだというようなことをおっしゃってまして、なるべくその、村内で加工して出したいんだということを、そういうことで、森の学校とか、先ほど言った形で付加価値をつけながらやっていきたいんだというようなことをおっしゃってました。

確かに、そのバイオマス発電で、その残材というんですか、林材が新たな需要にはなってますけれども、ただ、それだけでは、やはりつまらないですね。

今度の計画は、どのようなあれなんですけれども、すぐには無理でしょうけれども、この林業の再生について、町長は、どのようなイメージですか。思いを持っておられるか、ちょっとお聞かせ願えたらなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今、西栗倉の森林組合の組合長の道上さん、私もよく存じ上げておりますし、西栗倉での取り組み、私も西栗倉におぼがおりますので、山の状態というのは、だいたいの把握、状況は分かっているつもりなんですけれども、森林のずっと環境、置かれた環境というのはですね、今、お話のように、もう昭和 30 年代から、ほとんど値段が逆に上がってない。もうほかの物価と比べればですね、非常にまあ、物価のある意味では優等生みたいなどころがあるわけです。

ただ、植林した木というのはですね、本来、なかなか、じゃあ長く置けば、それだけ木がよくなっていくかというだけではないみたいですね。ある程度、伐期というものがあります。特に、ああした密集した木を植えておればですね、だいたい植林した時に、40 年、50 年ぐらいで、切っていくということが、当初の植林された当時の考え方なんです。

ですから、もう既に、ほとんどの木が、そういう時に、もう伐期にきております。

で、これを、その確かに、加工して付加価値をつけて、利益を、いろいろなところで、山主にも、そして地域にももたらせるようなことができればいいですけれども、木材というのは、非常に使い道がですね、これまでも建築用材が基本で考えてきたわけで、なかなか、町内だけで消費できるものでもありませんし、また、その価格というものがですね、本来市場で決まっているということなんですけれども、今の状況というのは、もう外国、国際価格になってしまったんですね。これ。

で、輸入材と、結局、同じ値段になってしまったところに、今の価格というのが、逆に言うたら維持されているということです。

ですから、その中で今回、今までの用途が、そういう燃料、昔も、そういうふうには燃料、エネルギーに使っていたわけですがけれども、それは自然林、クヌギやとかナラとか、そういう自然木を使っていた。

だけど、今は、その森林、こうして植林をしてですね、その半分ぐらいが、もう植林になってしまった。その中で、その植林した杉やヒノキも燃料して、こうしてエネルギーとして使おうという形が、今回の発電、電気エネルギーの燃料ということなんですけれども、これでは、だけでは、絶対やっていけないということは確かだと思います。

先ほど、言いましたように、今の木材価格が立米ね、国際価格で杉でだったら、1 万円ぐらいなところで推移してきたわけですから、それよりかは、安い燃料で全部出したって、

そんな引き合うわけないんで、やはりいい材料は、いい材料として、用材として使えるということが一番大事なんですけれども、じゃあ、西粟倉にしてもですよ、それで自分とこの村だけで経営ができるのかって言うたら、なかなかそれは、難しいです。

それで、西粟倉においても、そういう百年の森で参加されている人、また、逆にねしてない人、なかなかいい全部の山が参加されているわけではありませんし、当然、それには大きな限界、制約があると思います。

ただまあ、佐用町においても、じゃあ、これだけの長年、それ植林してきた山、そして佐用町の、いわゆる土地ですね、国土というものの、これを保全し公益的な災害などの防止、こういう観点からも、やはり管理もしていかなきゃいけない。こういうことで、国も、こういう制度を、いろいろと考えながらね、しているんで、決して、その楽してもらうかというようなことは、今後も、なかなかないと思います。

しかしまあ、何とか、少しでもそれを活用していくということで、地道にこういう取り組みをしていくしかないと思っておりますのでね、こういうふうにしたら、もっとこれが打開できて、もっともっとうなるんだということまでは、今の段階でも言えません。

特に、森林組合が中心になって、やっぱり、この山の管理の中心にならなきゃいけないんですけれども、森林組合自体にも、佐用町においても、まだまだ、非常に体制は貧弱な、それだけの力はありませんけれども、仕事を確保しながら、森林組合自体も、やはりその森林、山主の皆さんに期待に応えられるようにね、これもやっぱり職員みんなが一緒になって、また、新しく体制を強化をしていきながら、体制づくりもしていかなきゃいけないなと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 今すぐにとか、当然、無理な話なんですけれども、例えばですね、森林組合の職員にしても、今、4人体制ですけども、これから事業拡大する上においては、私の希望としては、もっと増やしていただきたいと思っておりますけれども、今、農林のほうであれしてます地域おこし協力隊の、例えば、それが林業バージョンいうんですか、そういうので、呼んでもらいながら、その人たちをこう森林組合に就労させながら、いろんな新しい技術を習得させながら職員を育てていくとかですね。

あとまあ、町内の作業班も、恐らくかなり高齢化がされていると思うんです。そういう中では、やはりその一番肝心の作業班ですね。それがいないと、どういうあれがあってもできないと思います。

今の恐らく作業班の待遇というのは、請負いうんですか、受け取りみたいな形でやっておられると思うんです。

これもまた、いっつも美作森林の例を出して申し訳ないんですけども、美作森林も、作業班自体は請負なんですけれども、実はその、社会保険とか厚生年金、そういうのをつけているんです。当然、その分、その森林組合の負担もあるし、それから、作業班自体も手取りが少ないというようなことで、将来的な保障もつけてやっておるということで、よく見過ごされるのが、確かに山の作業というのは危険ですし、あんまりこう、なり手がないから、例えば1日2万円なら、3万円ならというような話は、よくされるんですけどもですね、あと労災以外の保険がないというようなことがよくありました。

けれども、そこでは、やっぱりそれでは、誰も、これからは、そういう人いないだろうというようなことで、やはりその、社会保障というんですか、そういう面も取り組まれて

おります。

まだまだ、途についたばかりで、すぐにはできないと思いますけども、森林組合の将来的な強化という意味で、このあたりも考えていただけたらと思います。

それでは、これにつきましてはここでおきまして、二つ目の質問にまいります。

地域づくり協議会の課題についてであります。

地域づくり協議会の活動は、時々佐用チャンネルで放送されるように、それぞれの協議会が特徴的な行事などをされ頑張っておられるようですが、佐用町としても将来さらに協議会を充実させたいはずで、今後の町の経営を考えるなら協議会の役割はますます重要になろうと思います。ある先進地に研修に行った時に指摘されたことがあります。

- ①、協議会に事務処理能力のある職員が必要ですと。
- ②番目にですね、役員の継続性ということで課題がある。
- ③番、地域の末端にまで協議会のあり方を浸透させる必要がある。
- ④、年度の途中で何か新たな事業に取り組みたいときに予算がつかない。
- ⑤、担当課（本町では企画防災課ですけども）以外の事業の情報が入りにくい。

などとのことでした。本町の現状はいかがですか。このような課題を認識されておられるならどう対応されますか。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の地域づくり協議会の問題についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、地域づくり協議会の課題と、本町の現状と認識についてということでございますが、①点目の協議会に事務処理能力のある人を置くことということで、町における協議会の事務処理につきましては、主にセンター長が行っていただき、町職員が補助的に事務処理を行っております。今後、町職員が減少していく中で、課題解決に取り組む協議会に対し、体制等、いかに支援を行うかについては研究をしてみたいと思っております。

②点目の役員の継続性という問題についてであります。地域づくり協議会の目的の一つである地域課題の解決を図るためには、中・長期的な計画が必要となります。そのためには、センター長をはじめ役員や部会員が継続して課題解決に携わり、議論を深めていただくことが大切であると考えます。また、地域づくり協議会が活動しやすい組織づくりができるよう、平成 25 年度より地域づくり協議会の制度を改めて、各協議会の実情に応じた取り組みが行えるように考えてきたところであります。

③点目の、地域の末端にまで協議会のあり方を浸透させる必要があるとのご質問でございますが、地域づくり活動をさらに推進するためには、住民一人一人が地域づくり活動の重要性を認識していただき、活動に参加していただくことが大切でございます。そのために、まず地域づくり協議会の活動を地域の住民に知っていただくことが重要であります。周知方法の一つとして、各地域づくり協議会では、センター報を作成して、各戸に配布をし、協議会の事業や取り組み内容について周知しておられます。また、防災行政無線放送やホームページにより情報の提供も行なっているところでございます。

④点目の年度の途中で何か新たな事業に取り組みたいときに予算がつかないのご質問でございますが、平成 25 年度より地域自治包括交付金制度を導入しており、地域づくり協議会の自由裁量により予算の執行が可能となっております。年度途中の新規事業につきましては、地域づくり協議会の事業が増えますと地域の方の負担にもつながりますので、

新たな取り組みをされる場合は、事業の必要性などを十分に検討していただいた上で、既存事業の見直しや、事業費の縮減等工夫により事業実施をお願いしているところでございます。

⑤点目の担当課以外の事業の情報が入りにくいとのご質問でございますが、定期的にセンター長会を開催し、情報を提供をしております。また、専門的な情報提供する場合は、担当課に出席を要請し説明させていただいております。また、各地域づくり協議会に担当職員を配置しており、企画防災課と各課の連携を図り、その職員を通じて重要な情報を提供していきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 私の認識不足だったかもしれませんが、だいたいうまくいっているような感じだったようですね。

実はこの、事務員について、今、センター長が1人でやっておられます。今のはですね、例えば、その行事の報告とか、行事計画の配布。あるいはその、会議のレジメぐらいであれば、センター長だけでもやっておられるでしょうけれどもね、何が言いたいかといいますとですね、昨年度から、いわゆる自治包括交付金、ある程度自由裁量で使えるような形で、地域づくり協議会を支援していくということなんですけれども、ここの目的になってます、新たな公という分ですね。これ、解釈によっては、新たな役場とか、第2の役場という解釈でいいんでしょうけれども、ここまで持っていくために、今後、どう言うたらええ、言い方が難しいな。これ。

地域づくり協議会のバージョンアップいうたらおかしいですけども、そうするために、どうすることが必要なんでしょうかね。

それと、もう一つ、私が新たな公というのは、第2の役場という解釈なんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その新たな役場とか、新たな公という言葉が、最近、何か、ちょっと流行みみたいな形で使われます。

で、私はそこは、やっぱりよく整理して、この理解していかないと、非常に混乱するのではないかなと。

で、役場というのは、今、本当に総合行政なんです。いろんなことを、町民の住民の生活にかかわること、議員の皆さんからも、今まではできてないようなことでも、町でやってくれと。町でやるべきだと。町としても、行政としてもですね、20年、30年前にはやっていなかったようなことも、ドンドンと行政として行っております。

例えば、福祉一つに見てもですね、新しい介護制度ができたりですね、そうした施設も、たくさんできますし、介護サービス、福祉サービス、これも生まれてきたわけです。

ですから、昔のような、本当に役場ができて、役場自治というものが、村落自治というものが生まれたきた当時というのは、例えば、学校経営と、例えば、町道、村道の道路を直したり、橋をかけたりというね、本当に基本的な業務というのからスタートしていると思うんですけども、そういうことに限った中での、新たな公という形で、そういう部分の地域でできることをやっていただきたい。また、やっていこうということであれば、一つの新たな、こういう地域づくり協議会での役割りというものがね、明確になってくると思うんですけども、ただ今、役場、合併をして、町域が非常に広がったと。それでも、まだ、支所もあり、つくりですね、交通、この時間的な距離というのは、これだけ道路も整備をされて、町内で1時間もかかるところはないわけです。

ですから、あえてね、私は、その地域の皆さんに、いろんな負担をかけて、まず、役場が、行政として普通、通常できることまでお願いするということは、これは必要ないと思うんですけども。二重行政になりますから。負担が増えるだけです。

ですから、その経費もかかり、なかなか役場で、みんなの財政で、町の財政で全てのことをやっていたんでは、これは財政がもたない。町の経営が成り立たない。だから、地域の中で、まず、できることはやっていただく。みんなで協力、その中で、一人でできないことを地域で、まず、協力をさせていただく。

で、地域で協力してできないことを、また、広い町という行政でやっていくという、行政の、この役割り分担ですね。

こういうところを、整理して考えていかなきゃならないと思います。

だから今は、なかなか地域づくり協議会で、まず取り組んでいただいたのは、昔のような、人口も減り、年齢構成もですね、非常に高齢化をしてきている。その中で生活していく上で、地域コミュニティ、これを新たに、やっぱりもうちょっと、強化をして、やはり皆さんが、まずは、地域で非常の場合、通常的生活じゃない、非常のような場合に、安全にこう、お互いに助け合っていこうとか、そういうことがね、一つの大きな地域づくりの目的になっていると思いますし、そういう活動をする上で、地域で、やはり地域の魅力づくりや、地域の皆さんの、その活動の中で、自分たちで事業にも取り組んでいこうというようにね、もっと地域を自由にできるような、そういう意識を持っていただくこと、生まれてくることは、これはいいんじゃないかと思えますし、それは、また、支援をしていきたいとは思っておりますけれども。

なかなか、その公ということについて、私自身は、そこをしっかりと整理をしていただかないと、かえって混乱するんじゃないかなという感じはしております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） その言い回しがね、あれだったんですけども、私が思っていたのは、恐らく今後、将来ですね、今の支所がだんだん廃止いうんか、縮小されたり廃止されるようになると思います。職員が減っていきますから。

そういう中ですね、例えばその、今やっている、簡単な窓口業務ぐらいを、地域づくり協議会で代行するようにするとか、そういうことになるんじゃないかなと思っておったんですけども、それはもう、そうじゃなくて、あくまでも、これは、いろんなこう問題もあるようなんで、あるみたいですけど、そういうこと、できないかなというふうなおっしゃってましたけれども、これはないようです。

それとね、もう一つ、事務処理能力のある職員ということでなんですけれども、例えば、

農林の関係なんかで、今、農地・水とか何とか、補助金もらう申請が、結構わずらわしいんですね。これ。

皆さん、これパソコン使いますから、これ、簡単にこれ、チョチョイのチョイとやって、方程式当てはめていったらできるんじゃないかと。写真と領収書さえあったらOKじゃないかと、本当にこう簡単に思っているんじゃないかと。

けど、実はその、どこの農会にしても、集落にしても、それを簡単に使いこなせる人、なかなかいないわけですね。

例えば、じゃあ、パソコン使える人が、何ぼでもおるだろうかと行って、若い人になると、実際、農業の実態分からないというようなことで、そういうことで、そういう、本当に国や県の、いい補助金もらえるの、こう、そういう人がいないからということで、みすみすこう、見逃していくと。そういうようなこともあるんですよ。

担当者の方は、実際、来てくれればやりますよというようなこと。

例えば、地域づくり協議会なんか、そういうの代行いうんですかね、そういうようなのやっていくようなことは、そういうことは、やってもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうかね。

もちろん、それができる人を雇ってですよ。そういうことどうなん。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうことができないかと言われれば、それはできないことはないと思う。

ただ、雇ってという話があるわけですね。そういう人を。じゃあ、その人が、そんなに、地域づくり協議会のボランティア的な費用でですね、そんな人が雇えるかということ、それはやっぱり、それぞれの生活、個人個人にとってですね、今の勤めがあり、生活されている中で、そんなに低額というんか、費用をね、ボランティア的な、有償ボランティア的な形だけでやっていけるかと思ったら、なかなかやる人はいないと思います。

それは、そんなこと報酬はいらないんだということで、やっていただける人もいるかもしれませんが、基本的には、その制度として考えた上では、それに必要な経費というものは、ちゃんと見なきゃいけないということになるわけです。

ですから、それなら、やはり町としても、その職員として専門における職員も、それは手続を補助をしてですね、それはもう、できるだけ役員の中でやっていけるようにしていくしかないわけです。

だから、そのための、僕は職員としての補助はしていると思いますし、先ほどの農林の、いろいろとね、今、国の制度受けるための手続きというのは、大変手間もかかっているのは分かっています。

でも、それは、役場のほうに来ていただく手間は要りますけれども、職員がお手伝いをして、申請をしているということで、こういうことが、逆に言うたら、役場の職員としての仕事でもあるというふうに、私は思っています。

[岡本安君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君）                    まあ、もうよろしいですは。

今、何でしたか、アドバイザーを入れて、いろんな計画など、取り組んでおられるところもあるんですけども、こういうあれだと、この程度のあれだったら、あんまりこう、地域づくり協議会というのは、ただ行事とあれを、こなすだけで、もう、このまま終わってしまうんじゃないかというような感じするんですけども、実際、町長がおっしゃるように、自治会長さんが、だいたい主体的いうんか、中心になって、協議会取り組んでおられますね。その人たちに負担をかけないよというのであれば、あんまりこう、高度なものは望めない仕事で、なかなかこれは、実際つくったものの、その地域によって、かなりこれからバラつきがでてくるんじゃないかという、まあ、こういう心配があります。

そういうようなことで、包括交付金が、去年から出たばかりで、なかなか自由に使えると言いながら、あるいはその、計画がまだ、全て出たわけじゃないので、協議会は、今後、どういうふうに行くか分かりませんが、私、一つはこれ、やっぱり協議会というのは、今後、行政とともに協働のまちづくりの中の大きな核の一翼を担うものだと思いますけれども、そういうことで、今後の推移を見守りたいなと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君）                    岡本安夫議員の発言は終わりました。

ここでお諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）                    ご異議なしと認めます。

15 時 20 分、午後 3 時 20 分から再開します。

-----  
午後 0 3 時 0 5 分 休憩

午後 0 3 時 2 0 分 再開

議長（西岡 正君）                    それでは、休憩を解き、会議を続行します。

ここで山田弘治議員より入院加療のため早退届が出されておりますので、お知らせします。

続いて、10 番、山本幹雄議員の発言を許可します。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君）                    10 番議席の山本です。

本日最後となりますので、少々お疲れとは思いますが、もう少しおつきあいいただきたいと思えます。

今日は、4 点についての質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、21 年度水害以降の整備について。2 点目としましては、徳久バイパス沿いの商業施設について。3 点目においては、河川改修後のガードレール整備について、4 点目、佐用駅に電光掲示板の設置についてであります。

この場では、1 番目の 21 年水害以降の整備に関するものについてを伺います。

21 年水害については、国や県が大変なお金を佐用町のために投資いただきました。投資いただきましたことは、大変ありがたく感謝申し上げます。

おかげさまで河川の改修も大変進み、また、改修中の河川にしても川幅が大変広がった

たり、また、川底にたまっていた土砂を取っていただいたことに対し、町民皆様が大変喜んでいてくれることと思います。

100 パーセント大丈夫ということはないかもしれませんが、それでも、この改修工事で多くの方が安心されたことと思います。

ただ、今回の工事は大規模改修や緊急性がある復旧作業を考え行われたと思います。

これからは、佐用町が行わなければならないことは、水害時にやり残した箇所、町民の皆様から要望が出されているところを、町事業として行っていかなければならないと考えます。

また、河川の大規模改修により町道が著しく不自然で交通の妨げになったり、通行上危険になっているようなところはないか。もし、あるとすれば、どのようなところなのか。どう対処するのかを伺いたいと思います。

答弁、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      それでは、山本議員から、4点についてのご質問を受けておりますけれども、まず、最初の水害以降の整備についてというご質問につきまして、答弁をさせていただきますと思います。

兵庫県で実施していただいております千種川水系緊急河道対策事業につきましては、去る2月17日の台風9号災害復旧・復興対策特別委員会の研修会の席上、兵庫県光都土木事務所河川復興室から報告説明がありましたとおり、平成25年12月末の進捗状況は、用地買収で97.5パーセント、工事着手状況は86パーセントであり、平成26年度完了に向けて、おおむね順調に工事ができ上がってきております。

町といたしましては、平成21年の水害以降も地元要望事項につきましては、現地の状況等を精査いたしまして、必要に応じ事業を行ってきたところがございますが、今後も必要な事業につきましては積極的に進めてまいりたいと思っております。

次に、河川の大規模改修により町道が著しく不自然で交通の妨げになり、通行上危険なところはないかのご質問でございますが、この度の河川改修工事は機能回復を基本として、事業を進めていただいておりますので、これまでよりも特段通行上危険になっている箇所はないと考えておりますが、ご質問の通告にございました仁位橋左岸下流のガードレールでございますが、河川改修工事で護岸をブロック積で整備したことにより、町道と河川の間に平場ができたものであり、道路及びガードレールについては、従前とは変わっておりません。

しかし、私も、そこを通った時に下流から見た時に、ガードレールが道路の中に立っているような、そういう不自然に見える状態を確認しております。この点につきましては、ガードレールを下流に延伸するなど、非常に不自然に見えるところを解消し、また、通行される方の危険が、誤解によって危険が生じないように、そういうふうに改善をするよう、この点につきましては、建設課のほうに指示をしたところでございます。

以上、簡単でございますけれども、この問題についてのこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） まあ、早速改善するように指示していただいたということについては、感謝申し上げます。

まあ、以前、この問題については、建設課のほうに話をさせていただいた時に、いろいろ云々という話の中で、ちょっとできないというような話だったもので、それは非常によろしくないなというようなことで、今回、させていただこうということで、させてもらいました。

実は、ここだけではなくして、多分、地名挙げなんなんですけれども、こういうふうには何言うんですかね、水害以降、もうちょっと、ここをこうしてほしいとか、改善してほしいとかいう要望は、多分、いろいろ出ておったんじゃないかなと思うんですね。

それで、例えば、上上月地内でも、これちょっとパソコンで写真撮ったやつなんですけれども、ここにある水路があるんです。で、ここから、見ると、ここまでの水路なんですけど、実は、中から見ると、水路がいきなり小さくなっているね。これをアップするとそうなんですけど、ここが実は、この中では、こうなってしまうところもあるんですね。これ、国道が走っているんですけれども、いきなり水路の幅は、ここ途中までは、こう見た形の中で広いんです。ところが、中に入ってすぐに、いきなり狭くなる。

で、住民の方が、これ大変危険なんやと。ここでみんなごみがたまって、水害時においても、これ水がここにたまって、それが水害に大きな原因になったんじゃないかというふうなことを言われてました。

多分、これについては、そういう申請も出されていると思うし、そういうふうに、ちょっと聞いてますんで、で、自治会長のほうにも、ちょっと、この件、言いますよという話は、説明は、話はさせてもろたんですけども。

それで、これははっきり言いまして、芦谷池なんですけどね、上上月のね、芦谷川なんですけども。そういうところも、多々あるんじゃないかなと。

この時に、最初に、その通告する時に一緒に書いておけばよかったんですけども、ちょっと、ここは書いてなかったんですけども、そういったところがある。ほかに、そういうふうな要望というんですかね、水害時に、ここ、こうしてほしいとか、そういうところもあるんじゃないかとは思いますが、そういう点について、ちょっと答弁のほうお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今回の災害以降のですね、県で緊急河道整備として行っているところ、これまでの、いろいろと問題があってもできなかったようなところもですね、大規模に拡幅していただいたりですね、改良をしていただいておりますけれども、じゃあ全てができるというわけではないんですね。

今、山本議員のお話の芦谷川下流の国道をまたぐ河川のカルバートですね、これも、その河川改修で、その部分が拡幅箇所、事業地になればですね、当然、そういうことも含めて計画の中でしていただくわけですけども、そこも以前から、多分、国道の下ということでですね、今回、そういうところまでは改良ができない。

これは当然、町ができることではないんで、河川として県の事業としてお願いしていかないかんとこなんですけども、多分そこ、道路の拡幅なり、そういう時にですね、その施

工年度が違って、後から、そういう状態にはなってしまったんだと思いますけれども、それを今回の、今の現在の河川改修事業でね改良というところまでは、計画ができていなかったということだをご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） 実際問題、水害でかなりお金を使っていたら、大変よくなったということで、もう本当に感謝はしております。

それで、先ほども言わしてもらったように、100 パーセント大丈夫かという、そうでもない部分もあるし、じゃあ 100 パーセント完全に工事ができるかという、なかなか実際問題、金も要りますから、難しい問題ではあろうとは思っています。

で、じゃあ今回、この件はどうなのかということになれば、余分に、またお金も要りますし、大変ではあるなということでは、確かにありますけども、これ 16 年水害の時も、かなりここにごみがたまって危険だったというのがあって、それで 21 年水害で、またこう、ああいうふうになったということなんで、ここも非常に危険な感じがします。

非常に急にボックスカルバートが半分に面積になってしまった。当然、水は流れてこないし、芦谷川から流れてきた流木が、みんなここへ詰まって、それが原因の一つであると。

まあ、ある人なんかは、これは人災だと言われておった人もおりましたんで、これを人災だと言ってしまっていていいかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、確かに非常に危険な箇所では、水害時には危険な状況になるなという感じはいたしております。

そして、道路の下をわたっているもので、実際、大変ではあるんですけども、今回、もうちょっと下側にある中上月にも同じようなボックスカルバート、水路がありまして、そこは結局、その道路の道を広げるといことの中で、それを延長を伸ばしたということ、ボックスカルバートを改修し直したというところがあります。

で、そういうことがあって、じゃあ、ちょっとお金も要るし、なかなか、はい、そうですか。ほな、町長が、私やりますというのは簡単に答弁はできないとは思っていますよ。そんな大きなお金ですから。

でも、そういうことも踏まえた中で、ちょっと県とかに、こういうこともあったし、21 年水害の時にも、大変な、あそこら思いされてますから、全くできないということではないのかなという気がしますので、何とか、町長のほうにも県のほうに要望してもらって、お願いできるような方向性とかを持っていただきたいなということで、ちょっと、答弁のほうをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 県のほうにはですね、そういう状況については、要望箇所として、また、お願いをしていきたいと思っております。

県としても、先ほど、お話のように、中上月のように道路拡幅のような事業、あればですね、その段階で、ああして大きなカルバートを入れてですね、対策、改善をしていただいた。それ以前は、小さな、そういう狭い状況だったと思うんですけどもね。

ですから、なかなか、それだけのために、そこだけをすぐにはすることは、お願いしても、非常に難しいという、すぐにはできないなということとは想定はするんですけども、これはやはり、そういう危険な箇所、問題点があるということについては、認識をしていただ

いておかなきゃいけませんので、それは伝えさせていただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） そういうことでね、このボックスカルバートが見てもらったような感じで、非常にちょっと、水害時においては危険な状況になるのかなと。

河川改修をいくらしたとしても、そこに出る水路自体が細くて狭いようでは、実際問題、川に水が流れないということになれば、意味がないことなので、少しでも水が流れやすいような状況につくっていただけないかということと。

それと、それ以外にも、小さな何と言うんですかね、地元のほうからの要望などでもたくさんあるんじゃないかなと思ったりするんです。

で、この水路の少し上側においても、ちょっと実際問題、ちょっと水路が非常に傷んでいるなど。一部直していただいているんですけども、そういうふうに、もう少し直していただければ、町民の方は、非常にありがたいなというようなこともありますので、そういったところも、ちょっと小さくまで見ていただきたいなという思いがあります。

今日、今回、私、普通1点か2点の質問しかしないんですけども、今期最後ということで、4点の質問をさせていただいておりますので、次の質問に移りたいと思いますが、先ほどの水路の件については、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の徳久バイパス沿いの商業施設の構想について伺いたいと思います。

徳久バイパス沿いに、この度新たな商業施設を構想中と以前話しを伺いました。新たな商業施設は街の活性化にもつながりよいことだと考えておりました。従来ある施設と違う特色を持った新たな商業ゾーンを建設し、その商業ゾーンと既存の施設をリンクしながら、町の活性化を図る施設にするのだと考えておりました。

しかし、新たに建設する商業施設は、今ある平福の道の駅や三日月の味わいの里、また、上月駅を利用したふれあいの里上月と同種の施設をまとめただけのものであるとか、それであるなら、旧南光町以外にも既に地域の特産物売る店舗が存在しており、既存の店舗の経営を困難にするだけで、佐用町内で扱う特産品売り場での売り上げのグロスが同じであるようなことになり兼ねないと。

各店舗では、これまで従業員の方が、一生懸命、店を守ってこられてきております。

平福の道の駅などは、高速道路が完成した暁には、どうなるかと心配されておりましたが、従業員の方の努力と頑張りで乗り越えてこられております。そこに同種の商業施設を建設し、その商業施設が一人勝ちするようなことになれば、いかがなものかと思えます。

これまでの店舗を地域活性化のために頑張っておられた皆様の思いはどうなるのかということでもあります。

私は、旧町ごとにある商業施設を生かしながら、商業構成、商品構成がかぶらないような、そんな新たな商業ゾーンの建設をと考えますけど、町長の考えを伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問でございます。

徳久バイパス沿いに構想をしております商業施設についてのご質問にお答えをさせてい

ただきたいと思えます。

現在、計画をしております、新しく今、建設されております徳久バイパス沿いの農産物の販売を中心とした施設でございますが、これは、農業の振興を目的として、新たな、新しい特色のあるものということで、体験型農園、また、展示型農園等を周辺に整備をして、一つの新しい研修、若い人たちが研修もしたり、農業に取り組んでいく大きな手助けになればというような、そういう特産の中で農産物の販売所という構想をしているところでございます。

山本議員ご指摘のように、他の直売所同様に農産物や特産物を、当然、取り扱うことになろうかと思えますけれども、これからの佐用町の農業を考えますと、新たに若い農業者の育成を図る必要があるというふうに思っております。将来を見据えて、経営が成り立つ魅力ある農業を、若い人たちが目指していただくような環境をつくっていききたい。そういうふうに考えているところであります。

農業振興の拠点として整備を行い、多彩な農産物、特産物を販売する施設とすることにより、既存の顧客だけでなく、新たな顧客の確保につながる魅力ある施設となるように、検討をしていかなければならないと思えます。

その一環として、体験型農園では、佐用高校生との連携、さらには、需要の多い農作物の販売を見極め、増産を促すことにより農業の振興、農園を利用した栽培技術指導の場としても活用し、新たな特産品として町内に普及できる拠点になればというふうに考えております。

農産物の販売量や需要の増加を図ることができれば、今、頑張っている農業者の生産意欲の向上へとつながり、また、佐用町の農業振興、特に、若い農業者の道が開けていくと、開くことができるのではないかと、そういう考え方で、この計画を進めていければというふうに思っております。

ひまわり館の経営は、南光地区にあります、ひまわり館の経営につきましては、立地条件等により顧客が少なく、経営が芳しくないことは事実でございます。現在の南光ひまわり館は加工施設として存続させ、販売部門のみは、新しい施設へ移行させることも考える必要があろうかと思えます。これは、町内の小規模な直売所につきましては、販売拠点を移行して、新施設でコストを共有化することにより、経営の合理化を目指すことは必要でありまして、特定の一つの施設のためだけに、今回の構想計画を行っているものではございません。

特に、道の駅ひらふく、ふれあいの里上月、味わいの里三日月におきましては、長年、従業員の方々ご努力で、おおむね健全な経営が行われております。当然、新しい施設ができれば、その影響があることは承知しておりますが、今後もですね、それぞれの施設が引き続いて、特色をもって経営ができていく、していただきたいと、そういうことができればと思えます。

マイナス面の影響ということを、いかに小さくして、相乗効果をもって、より多くの集客が可能となるような計画にしていかなければならないと思えます。

今後は、既存のそれぞれの施設の経営者、代表者の方々、関係者の方ともですね、いろいろと意見を伺い、その計画についての、皆様のご理解と、また、協力が得られるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） 新しい形の体験型とか、そういう形で、若い農業従事者がやっていけるような道を開くために、今回するということは、非常に素晴らしいことであるなどという気はいたします。 どんどん農業人口も減って行って、私とこの家の周りにも休耕田が、いっぱい広がって、田んぼもはっきり言うて、草がぼうぼうのところもたくさんあります。

そういった意味において、魅力ある農業づくりをするという意味においては、そういう若い方が新しく農業に従事できる環境をつくるということにおいては、非常に素晴らしいのかなという気はいたしておりますけども、ただ、新しくつくる店に、人が寄ってしまって、従来からある店が、展開的に非常に厳しくなってしまって、1個の、その新しい施設が一人勝ちしてしまうということであるなら、これは、非常に今まで頑張ってきた人に対しては問題のある施設になるのかなというふうな、ちょっと気はいたします。

ある人は、当然、そんなに人を割けないので、新しい施設のほうに人を割いてしまえば、旧来ある店舗のほうには、人は来にくくなって、ちょっと難しいなというような意見があるようなことを、よそからちょっと聞いたりしたもので、そこらへんを、どう使い分けるというのか、新しい店と、その従来ある店を、どう差別化しながら、お互いが差別化しながら、両方がうまいことやっていけるような店づくりをしなければならないなと思ったりもするんですけども、今、町長、かぶらないように、代表者の方々と意見を交換しながらというようなことではありますけれども、実際、直接、僕どこの代表者と話してというわけではないんですけども、横から、そう、こう、聞いたという話だけにしてもらって、やっぱり皆さん、心配されているのかなというふうに思いますので、そこで、もう少しこう、詳しく、ちょっと差別化を、こういう形でして行って、中で、旧来あるその施設を存続できるような状況にはしますという、何か、そういった答弁があればいいかなと思うんですけども、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これから、そういう皆さんの意見を聞きながらですね、また、具体的にどうしていくのかということは検討していかないと、私が、今、こうしますということでは、なかなか、また、皆さんのご理解もいただけないのかなというふうには思います。

ただ、新しいことをすれば、必ず既存のものに影響があることは、間違いがないところだと思います。

その影響が、どういう影響で、それがどの程度のものなのか。私は、一つは、この今までの各旧町で、つくってきた、こういう直売所についてはですね、販売ということだけではなくて、農産物の加工、六次産業ですね、これに、やはり力を入れてこられたところが成功していると思います。

で、ああして、上月のふれいあい上月にしても、ブランドとして、もち大豆というものを、これがこの生産というのが一つの大きな核になっているわけです。

三日月においてもですね、これは味わいの里三日月という名前がついているようにですね、一つはそば、また、みその生産、そういう加工と、また、それを提供する食ですね。そういうことで、それが一つの柱にもなってますけれども。

もう一つ、それぞれ地域における農産物、生産されたものを販売して、その販売によって、また、その経営の、また、それも一つの、もう一つの柱になっているわけです。

ですから、販売するものというのは、当然、量を拡大していかないとですね、今ある、売れているものを、その牌を、また新しいところで奪い合って、こうしてしまうということになれば、これは当然、大きな、今ある施設に対して、経営上も問題が出てくるという

ことです。

当然、それは経営の問題ですけれども、もう一つは、これ先ほど、答弁させていただいたとおり、この目的とするところは、農業の振興、まあ、若い農業者を、これから育てていきたいと。それが目的とするところで、そのためには、経営も含めてですね、町内での販売量、販売する販売高ですね、これをやはり、もっと増やしていかないとですね、経営が成り立たない。また、農業振興にもつながらないという、ここが一番、今回考える大きなポイントではないかなと思っております。

昨日も、ご質問の中で答弁させていただいたとおりですね、町内の施設での、そういう農産物の、今、販売高というのは、民間のアグロとか、また、マックスバリュでも売っておられるんですかね。また、生産したものを町内だけじゃなくって町外にも持って行かれている方もあるわけですけれども、実際、JAの施設、JAの直売所も含めてもですね、やはり1億ぐらいなんですよね。

で、各施設、2,000万から3,000万ぐらいの、その野菜とか、その直売所での売り上げになってます。やっぱりこれを基本に考えたのでは、なかなか、新しい、また就業をしてですね、農業に取り組んでいただくような環境にはならない。

ただ、そのためには、町が幾ら頑張っても、お客さんに来てもらわなければ売れないんですけれども、やっぱり魅力のあるものを、特色のあるものをつくって、町外からもっと、今以上の人に来ていただいて、買っていただくという、これを目指さないとですね、なかなか、どの施設の経営についても難しいと思うんですね。

ですから、そのへんが、なかなか商業、こういう商売なんで、やってみないと、これだけ売れますと。例えば、商圈なり、商業売り上げ、いろいろとコンサルさんなんか計画を出してきても、そのとおりいかないのが多いんですけれども、ただほかの地域でやっておられることも、やっぱり参考には当然していかなきゃいかんと思います。

どこの町も市も県もですね、一所懸命、そういうことには取り組んでおられて、施設をうまくやっているとすれば、1カ所で、そういう直売で2億、3億という売り上げは優にやっておられるわけですね。

だから、佐用町におきましては、私は1カ所だけで、それだけの売り上げをするところというのは、なかなか難しいと思うんですけれども、各それぞれの施設においては、特に生産、加工については、それぞれの今までやってきたもの、これは十分に長年の経験と、それだけのブランド、信用をつくってきたわけですから、これは大事にしていきたいと思えますし、また、その生産拠点というのは、今、それぞれがあるものを、うまくこれまで整備してきたものを使っていくということになります。

それから、やはり加工したものを提供していく。これは、やはり、それだけノウハウを各施設も、特に三日月の味わいの里などは、味わいの里ということで、そばをやり。それから食堂でああしたものを。それから、農村レストラン的にですね、その食材を使ったものをバイキングなんかで出してですね提供してます。あれを、私はもっと、充実をさせていくようなね、ことを考えていけるんじゃないかなということも思います。

まあ、私も私なりに一生懸命考えながら、また、現在の一生懸命やっただけでいる方とですね、一緒に議論をし、協議をしていきたいと、そういうふう考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） 私、商業ゾーンができるということは、決して反対ではないんで

す。やっぱり町が活性化して大きくなって、発展しようと思ったら、やっぱり商業ゾーンが、いろんな形でよくなっていかなければならないし、そこで当然伸びていくところ、そうではないところ、いろいろあるとは思いますが、やっぱり町を今後立て直し、活性化するためには、そういった商業ゾーンは必要だろうと思えますけれども、そこで、商品が同じようにかぶってしまって、共倒れというようなことになってしまえば、あんまり意味がないなということがありますので、できたら、そうならないような店舗づくりというんですかね、いう形でお願いしたいなというふうに思います。

ただ、先ほど言われたように、上月のみそ、大豆とか、三日月とかいう中で、新しい、そういう加工をブランとしながら、いいものをつくって行って、現在にある商店が既存の上月の店とかとダブらないような形でね、お互いが、うまくいい形で、リンクしながら発展していけるような形でお願いしたいなと、そういう商業ゾーンであり、新しい商品づくりに取り組んでもらいたいなと思うんですね。

で、そこでちょっと、今聞いてみると、何か、佐用高校と一緒にしながらとかいう部分あるんですけども、新しい商品を、これという部分を考えているような答弁はなかったように思うんですけど、こういう商品、先ほど言われてもらっているような、農業商品だけなのか、もうちょっと違う加工品も、こんなん考えてますよとか、何か、そういうのがあるのかなと思うんですけども、そういうのはあるんですかね。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） なかなか、加工してですね、特産品、ブランド化をしていくというのは時間もかかりますし、今、ああして佐用地鶏とか食の問題でですね、鹿とか、そういうものを使ったとかいうようなこともやっていますけれども、今後、その加工、六次産業として加工品をつくっていくということについては、これは研究をしていかないと、すぐにはできることではないと思います。

ただ、私は、佐用高校ということ、一つ頭の中に置いているのは、これは農業、若い人たちが、やっぱり農業に、これからもっと力を入れて、農業で一つの自分の生活をしていただけるような、仕事としてですね、農業に携わっていただくような人をつくっていきなさいと。それには、佐用高校が農業科学科が、佐用高校にはあるわけです。

以前から農業科があり、畜産がありますね、そういう佐用高校自体もですね、そういう人材を、本来育成をしていく、本来の高校に、やっぱりしていかないとですね、高校、佐用高校を志願する、今、今年も見ても受験生、定員割れをしてきているんですね。これだけ児童数が減ってきてですね、また、学区も 27 年度からは、姫路のほうまで一つの学区になってですね、どうしても高校進学をするのが、目立つのが、東へ東へとですね、引っ張られてしまうと。そうすると、佐用高校の魅力というものを、もっと本当に特色をつくっていかないと、一つは農業という問題以前に、高校そのものの存在についてですね、非常にまあ、将来を危惧するわけです。

で、やはり何か、佐用高校が、じゃあ何を、やっぱり一つの佐用高校の柱にしたらいいか。これは、やっぱり佐用高校自体も本当に真剣に考えていただきたいと思っておりますし、その中で、私たちが町としてできることは、今、佐用高校、農業科学科で学ぶ子供たちが 3 年間、やっぱり農業技術というものを学んで、農業を目指す。佐用高校へ来て、農業をやろうというようなですね、そういう学校にできればということを理想として描くわけです。

で、今まででも、地域に、いろいろと佐用高校の生徒が出てきてですね、そうしたお茶の整備をしたり、草刈り手伝ってくれたり、いろんなことはしてくれています。

でも、もっとやっぱり高校が教育機関として、新しい農業技術を、基本を学んで、そして出て、自分で、ある程度、試験農場的な形で、例えば、ハウス栽培。ハウス栽培も、いろんな技術を、今が開発されて、昔のような、その農業ではない。工業技術、そういう技術で、農業がやっていくような技術ができていますから、そういう施設を、私は、町としても支援をして、そこで、何年間かの、やっぱり自分で実際に生産を、栽培をし、また、それを販売をしていくノウハウを学んでもらって、独立していくようなね、そういうことができれば、もっと若い人たちが、やっぱり農業を目指して頑張ってくれる子が出てくるのではないかなと。

それを、土地として何も、この商業、今回、つくる施設のとこだけでつくるということじゃないんですけれどもね、まあ、佐用町としては、こういうこともしているということのPRも含めて、その土地が、周辺に土地があれば、そういう土地を使って、そこに温室、ハウスをつくり、そこを佐用高校の一つの実習農場というような形でも使っていただいてもいいし、それから、今、もう既にお願しているのは、佐用高校で苗をですね、新しい品種の果樹の苗木、こういうものを、つくってほしいということ、今、依頼をしております。

で、そこで、新しい品種の苗をつくることによって、それを周辺に広げて、栽培する人に技術指導をしながらね、広げて、それがまた、町の産物として販売ができるようにしていければと思っておりますし、構想としては、いろんな構想が考えられると思うんです。それが、一つ一つが具体的に、すぐに実現できるかどうかというのは、それは大きな、そこに差はあると思うんですけれども、そういう一つの大きな、全体のいろんな構想を持ちながら、何とか、この計画を少しでも実現ができるように、頑張っていきたいと思っております。

何も、やっぱりこれまででも、何か、農業についても、また、いろんな若い人たちの、新しい就業についてもですね、皆さん方からも、いろいろと要望もありますし、質問もありますけれども、なかなか具体的に、これということで取り組むのが、なかなか難しいわけで、何もしなければ一番楽でいいんですけれども、やっぱり何かに、やっぱり挑戦をしていくという形で、今、一つ、皆さんにもご理解いただき、ご協力いただけたらなというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） 非常に挑戦的で、非常に何もしなくておれば、いずれ佐用町終わってしまいますんで、何かいろいろやってもらいたいと、そういう思いは、ねっ、町長も私も一緒ですし、佐用高校を、うまいこと利用し、利用するというのは失礼ですけどね、一応、タイアップしながら、いろいろやっていただくのは、いいなと思ったりもするんですけども。

ただまあ、僕、農業だけじゃなくして、実は、例えば、1例として、例えば、旧南光町の駅前にある饅頭屋さんがありますけれども、そこらへんも、ちょっと佐用町独自の饅頭を出すとかが、いろんな、その農業だけじゃなくして、佐用町にある、いろんなものを集めて、そこで販売するような施設なんかにもしてもらったら、そういうちょっと、今あるような、あそこ、何言うんかな、道の駅的なものだけではないような形で、新しい商品も出

してもらったらいいかなという感じもしておりました。

そういうことで、町長の考えも、だいたい分かりましたので、新しく佐用高校と、うまいこと取り組みながら、新しい店を、佐用町のためにつくるんだなということで、従来の、そういう既存の施設と、あまりかぶって牌の取り合いにならないようにだけ、店をつくっていただきたいなと思います。

そういうことで、続いて、河川改修後の道路のガードレールの設置のほうの質問に移らせてもらいたいと思います。

河川改修によって、川底が浚渫され堤防の上から見れば、大変深くなっているところが多くなっております。上から見れば少し怖いようなところも見受けられます。人が歩いて通るだけの側道であれば、気をつけて通ればよろしいですが、車が通る側道であれば、そうはいかない。それだけ危険性が増します。

人はもちろんのこと、車で走っていても非常に危険であります。河川改修はしたが、車の事故を起こしたとなれば問題であります。

これだけ河床が下がり、堤防の上からの落差があるようになれば、急速にガードレールを設置する必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、次の河川改修後のガードレール設置をというご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

兵庫県で実施していただいております 21 年の台風第 9 号災害復旧工事におきまして、整備された護岸の車両用の防護柵の設置につきましては、県は、河川改修前に防護柵があった箇所及び河川改修工事によって、車両用防護柵の設置基準である路側高 4 メートル以上、かつ、法勾配 1 以下の区間又は川に近接する区間で水深が 1.5 メートル以上の区間については、県の事業として防護柵の設置をしていただいております。

河川改修前から防護柵が設置されておらず、車両用防護柵の設置基準を満たさない箇所等につきましては、道路の状況及び交通の状況を十分に踏まえ総合的に判断し、必要な箇所に、防護柵、誘導反射板、外側線等の交通安全施設を整備してまいります。

本年度におきましては、県委託事業で、庁舎及びマックスバリュ周辺の安全施設の整備を実施し、町事業では円光寺地区のガードレールを 442 メートル、久崎地区の転落防護柵を 465 メートル、それぞれ設置をいたしております。

兵庫県では、河川改修工事と並行して、佐用町市街地、久崎地区、平福地区に遊歩道の計画を進めていただいております。当地域におきましては、設置基準に該当しない箇所におきましても、県に設置要望をしてみたいと思います。町といたしましても、有効な手立てができますよう協議を進め、地域の皆さん、また、観光に訪れた皆さんの安全を図り、川と親しむ機会の拡大や健康増進に寄与できればと、考えております。

以上、この場での、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） 円光寺 442 メートル、久崎 465 メートルという形の中で、今年ガ

ードレール設置してもらったということでもあります。

そこは、それで非常にいいのかなと思いますし、今、元々、そういう車両用の防護柵等があったところに、基準的にするみたいですがけれども、例えば、早瀬1と2、あそこらあたりになると、かなり従来から思えば、落差が激しくなりました。あそこは、元々、桜がずっと植わっておりまして。それで、当然、車で走っていても、当然、桜の木がずっと走ると、そこを当然避けますから、まず、危険性というのは、非常にないと思います。まず、おれより先に木に当たってしまいますから。

ところが今、あそこにしても、ずっと、それからうちの下のほうまで、すっとなんなんですね。すっとなん何もない。

で、たまに通るんですけども、何もない、あの高さというのは、車で通ってみて、やっぱりちょっと怖いんですね。はっきり言うて。

人が歩いていて、そこへ車が通ることも、しょっちゅうありますから、そうなる、人も怖いだろうし、車も怖いしというのがあります。

それで、従来の高さだったら、ちょっとそうでもないという気がするんですけども、あの高さがある、川幅が、まあ言うても、久崎のガードレールつくってもらったところなんかは、非常にこう、道路幅があると思うんです。道路幅が。

ところが早瀬あたりになると、そんなにいうほどの道路幅も、天板の道路幅はないですから、にもかかわらず、まあ、ないからスピード出さないというのはあるのかも分からないけれども、ちょっと、そういう意味において、ガードレールつけるというのは、ちょっと順番がどうなのかなというような気もしますし、逆にその、久崎においては、今度、場所によっては桜並木植えるんですかね。従来みたいに。

〔町長「道側に」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） うん。道側にね。うん、内側にね。それは、それでいいのかなと思います。

だから、もうちょっと場所においても、そういったことを、車で通っても安全なような形にしてもらわないと、深くなれば、ちょっと怖いなという気がしますので。ちょっと、はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） そういう状況のことを、私も十分に承知をしております。そういうことで、県にもですね、非常に河川の改修によって、河川の深さも深くなりました。基準では4メートル以上とかですね、いろいろと県の基準があって、全て県につけていただくということは難しいことは、これは承知もしているところなんですけれども、できるだけ県の事業の中で設置をしていただきたいということで、ずっと要望をしております。

で、県としても全体の予算のこともあると思うんです。実際はね。その中で、どこまで県ができますということを、まず、県で計画をしてくださいと。

で、特に今は、県として力を入れていただいております遊歩道の設置、散策道的なところ、これは県のほうで、ひとつできるだけ、そういう予算を、また入れていただいてもやってほしいということを要望しているわけです。

で、後はですね、どうしても、そういうできないところがいっぱい出てくると思います。

非常に、これは今回は河川が、ほとんどのところがですね、もう管理道といいますか、新しくでき上がってきておりますので、これまでありました、今、お話の桜堤もなくなっておりますし、新に、また、桜堤をつくろうとしても、河川の側にはですね、これは当面植えてはだめだというふうに、今、県のほうでは言われておりますのでね、こういうことも、ちょっと難しい状態ですから。

それで、必要なと言え、どこも必要だというふうに言われるかもしれないんですけども、通行量の交通の多いところ、また集落に近いところとかですね、そういうところについて、まず、町としても、これを設置していかなきゃいかんということで、これ、結構、ガードレールなり防護柵というものは高いものですから、今回、円光寺で行っただけでも600万ぐらい？

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「円光寺の450メートル」と呼ぶ〕

建設課長（鎌内正至君） 両方で1,200、1,300万です。

町長（庵途典章君） だから、両方で1,200、1,300万円。だから、半分で600万円ぐらいだったと思うんですけども、何キロにも及びますので、予算上ですね、町の単費だけで行うのは、非常に町の財政にとっても厳しいものがございます。

それで、今、担当課にも、また、財政室にもですね、指示をして、災害後の、この河川改修に伴う道路というのは、全部、町としては、町民が、皆さんが河川に親しみ、また、生活上使われる道路としても使わなきゃいけないと。

で、その安全施設を整備するという、一つの大きな事業にくくって、今回は緊急にやりましたので、1カ所ずつみたいになってますけどもね、これを一つの事業にして、起債事業として交付税がいただけるような事業としての、一つの大きな柱をつくれということで指示をして、その形で進めております。

ですから、年次計画で3年間なりで、何千万の工事になっていくと思うんですけども、それを合併特例債、また、過疎債、そういう起債事業として何とか、これを取り組んでいきたいということで、当然、そのことについては、今、私もそういうことで、十分に、議員お話のような危険性とか、今後、対策が必要だということは認識しておりますので、そういう取り組み、指示をしているところです。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、時間が少なくなりましたので、配分のほうを、よろしくをお願いします。

10番（山本幹雄君） はい、分かりました。

過疎債にしても合併特例債にしても、ちょっとお金は要りますけれども、ちょっと危険で、非常に見ても危ないなという感じがしますので、ちょっと、そこらへん、町長も考えられているということで、よろしくお願いたします。

あと8分なので、最後の質問を読んでやっておいたら、もう時間もないので、簡単に言いますと、佐用駅に電光掲示板ということで、これ、どういうことかと言うと、夜、娘を迎えに行くことがあるんですけども、佐用駅だけじゃなくね、上月にしても、南光にし

でも、三日月にしても同じなんですけれども、当然、定時できちっと電車が入ってくればいいんですけれども、そうではない時が、非常に多いんですね。

例えば、よく鹿がはねられて電車が遅れることあるんですね。結構多いんです。

昨年だったか、ちょっと水害かであったと思いますけれども、ちょっと水が出た時に、もう電車止まってしまったんですね。止まったんはいいいんですけれども、僕たちが待っていても、全然来ないという現実が分かるだけで、何で来ないのか、いつ来るのかが、さっぱり分からない。

それで、昼だったら駅員さんがいてるんでしょうけど、ある時間が過ぎると、もう駅員さんがいませんので、ただ、じっと待っているだけ。これ、どうなっているのという、これが非常に、こういうことが多いんで、これ街へ行くと、そうではないですね。

例えば、僕たち大阪におった時であると、環状線の福島に住んでいたんですけど、大阪でね、今現在、野田にありますとか、弁天町ですとか、大正駅とかで、全部表示してくれるんですね。だから、どうなのかなというのがすぐ分かりますけれども、佐用は、人はいないし、全く分からへんし、こんなに不親切な駅は、この佐用郡の駅はないないというのは、つくづく思いますので、そこらへんで、ちょっとこう、分かるようにということで。はい、すいません。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 最後のご質問になりましたけれども、佐用駅に案内の電光掲示板の設置をということでございます。

結論から申しますと、こうして質問いただいて、即、できますということがお答えできるのは、こういう問題でありまして、それは、打ち合わせをしていたわけではなくって、たまたまですけれども、もう近々ですね、そういう電光掲示板を設置をしていただくことになっております。

まあ、JR姫新線におきましてはですね、これまで、今、お話のように列車の到着時間、また、遅延等が発生した場合にですね、町内の無人駅、特に、佐用駅は無人でもないんですけども、無人となる時間帯においてはですね、遠隔操作による放送によって利用者に、これまで周知をされてきたんですけども、しかし、駅の外におられる方とかですね、佐用駅の場合のようにホームと駅舎が離れておりますので、そういうところについては、大変遅延状況が分からずですね、利用者にご不便をかけてきたことは承知しております。

これに対して、これまで、JRにも要望をしてきたわけでありましてけれども、この度、JR姫新線を所管するJR西日本姫路鉄道部により、播磨新宮駅、現在ですね、に導入をされております遅延情報などを表示する案内モニターをですね、町内の4駅、佐用駅だけじゃなくて、全ての駅に設置をするということで、連絡をいただいております。

これも、遠くじゃなくてですね、もう近々、工事が完了するんじゃないかと思っております。

特に佐用駅につきましては、改札と待合室との距離がありますので、そのモニターもですね2カ所設置していただくことになる予定です。

待合所に出向いていただければですね、上の待合所にもできるのではないかと考えております。

今後も、兵庫県や沿線自治体と協力・連携を図りながら、この姫新線の利用促進と利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。議員の皆さん方にもひとつよろしくお願

いしたいと思います。以上でございます。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） はい、ありがとうございます。

非常に気持ちのよい答弁をいただきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと 2 名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明 19 日、午前 10 時より再開いたします。本日は、これにて散会します。大変、御苦労さんでした。

---

午後 0 4 時 1 8 分 散会